

第4期奈良市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

奈良市



はじめに

奈良市では、「すべての市民が、互いに人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現」を理念としてかかげた「第3次奈良市障害者福祉基本計画」（平成26年3月策定）をふまえ、このたび、「第4期奈良市障害福祉計画」を策定しました。

個々の障害者とその家族への支援充実をめざす「福祉計画」策定の背景の一つに、国際的な障害者の人権向上をめざす理念の発展や「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ、さらには「障害者差別解消法」の制定など、法的整備の進展があります。それらは、まず奈良市が取り組むべき施策全般に反映すべき事項として盛り込まれました。

この「福祉計画」策定のもう一つの背景には、奈良市民のくらしの変化と障害者とその家族が直面する生活課題があります。近年、奈良市においては人口減少と急速な少子高齢化が顕著です。子育て支援や高齢者の介護問題対策などは多くの市民に共通する課題として認識されつつあります。

障害者福祉分野においては、従来からの生活支援・サービス提供の課題に加え、自己決定の尊重や権利擁護、居場所づくり、扶養している家族・保護者の高齢化への対応、精神障害者の社会参加支援・就労支援、発達障害の子どもたちのケアと育成支援など、多岐にわたる課題が明らかになってきています。

このような現実に対し、必要とされるサービスをどのように確保していくのか。限られた財政状況のなかでどのように施策を展開していくべきか。奈良市行政各部署が課題を横断的にうけとめ、連携して取り組んでいくべきことが期待されます。また、社会資源の開発力・活用力、地域住民の参加協力を得るための方策など、障害者と家族の生活課題をトータルに理解し、対応していく構えがもとめられています。

この計画に盛り込まれた施策・サービスの目標・確保方策は、上記の課題解決にむかっていくための基礎にあたるものです。これらの施策が障害者と家族の福祉の充実にむけて、奈良市における障害者福祉施策推進の全体像を展望しながら限界点を押し上げていく行政の取り組み、市民の協力の発展が重要です。本計画策定以降、計画の進捗管理にも取り組んでいきます。市民のみなさまのご支援をお願い申し上げます。

平成27年3月

奈良市障害福祉計画策定委員会

※ 本計画では、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記について検討がなされた結果を踏まえ、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に、「障害」を漢字の表記で統一しております。

目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の基本理念	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の策定体制	4
第2章	障害のある人を取り巻く奈良市の現状	5
第1節	奈良市の人口 ◇減少傾向が続く総人口◇	5
第2節	障害のある人の状況	6
第3節	障害福祉施策関連事業費決算額の推移	15
第4節	入院・入所者の地域移行支援の進捗状況	16
第5節	障害福祉サービス等の進捗状況	18
第3章	地域生活及び一般就労への移行の数値目標	27
第1節	数値目標の設定の考え方	27
第2節	数値目標の設定	27
第4章	障害福祉サービスの見込み及び確保方策	30
第1節	サービス見込量設定の考え方	30
第2節	訪問系サービス及び短期入所	30
第3節	日中活動系サービス	35
第4節	居住系サービス	43
第5節	相談支援	46
第5章	障害児通所支援の見込み及び確保方策	49
第1節	サービス目標量設定の考え方	49
第6章	地域生活支援事業の見込み及び確保方策	53
第1節	サービス目標量設定の考え方	53
第2節	市町村必須事業	53
第7章	障害者虐待防止センターの運営	67
第8章	計画の推進に向けて	68
第1節	進行管理体制の確立	68
第2節	計画の点検・評価の方策	68

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の背景

<国の動向>

- 障害者自立支援法の成立とその改正

平成18年に、障害者自立支援法が身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスの一元化、市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、安定的な財源の確保、障害者の一般就労の推進、支給決定の透明化・明確化などを通じて、障害者が地域で安心して暮らすための体制づくりをめざし、施行されました。平成22年12月に、利用者負担の応能制度への見直し、障害者の範囲に発達障害が含まれることの明確化、地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、同行援護の新設などの一部改正が行われました。

- 障害者総合支援法の成立

平成24年4月に、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障害者の範囲に難病等を加えること、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成25年4月から順次施行されるとともに、法の施行後3年をめぐり、障害福祉サービスのあり方や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について検討することとされました。

- 障害者虐待防止法の制定

平成23年8月に、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、すべての国民が障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害を理由とした差別の禁止などが明文化されました。

平成24年10月に障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、「障害者虐待防止センター」の設置を求める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

- 障害者優先調達推進法の制定

平成25年4月に、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

- 障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され平成26年1月には国連総会が採択した「障害者権利条約」を批准しました。

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、直接的な差別だけでなく、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行う「合理的配慮」がうたわれ、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容について定められました。

- 本計画に係る基本指針の告示

平成26年5月に、障害者総合支援法に基づく国の基本指針が告示され、「計画の作成プロセスに関するPDCAサイクルの導入」「成果目標の導入による地域生活への移行や拠点づくり、一般就労への移行促進の考え方」「障害児支援の体制整備に関する規定」などが示されました。

＜県の動向＞

奈良県では、「奈良県障害者計画」に基づき、「障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「ライフステージを通した切れ目のない支援」を施策推進の2本柱に、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

2. 計画策定の趣旨

市町村は、国の指針に則して、障害福祉サービス等の目標と必要な量の見込み、サービス提供体制の整備方針を示す計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市においても、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努め、計画的に施策の推進を図ってきました。

近年は障害福祉サービス等の利用者数が増加していることから、障害者が地域で安心して暮らせる社会を引き続き構築できるように、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

「第4期奈良市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」は、第1期、第2期及び第3期計画での成果や課題を踏まえ、一連の制度改正に的確に対応するとともに、平成24年度から根拠法が児童福祉法に整理されたサービスも含め、平成27年度から平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標及び提供できるサービスの見込み量を設定し、障害者が地域で自立した生活を送れるよう本市における施策の一層の充実を図ろうとするものです。

第2節 計画の基本理念

障害者基本法第1条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、様々な施策を講じる必要があります。

本計画の上位計画である第3次奈良市障害者福祉基本計画では、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」社会をめざし「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としており、本計画に継承するべきものと考えています。

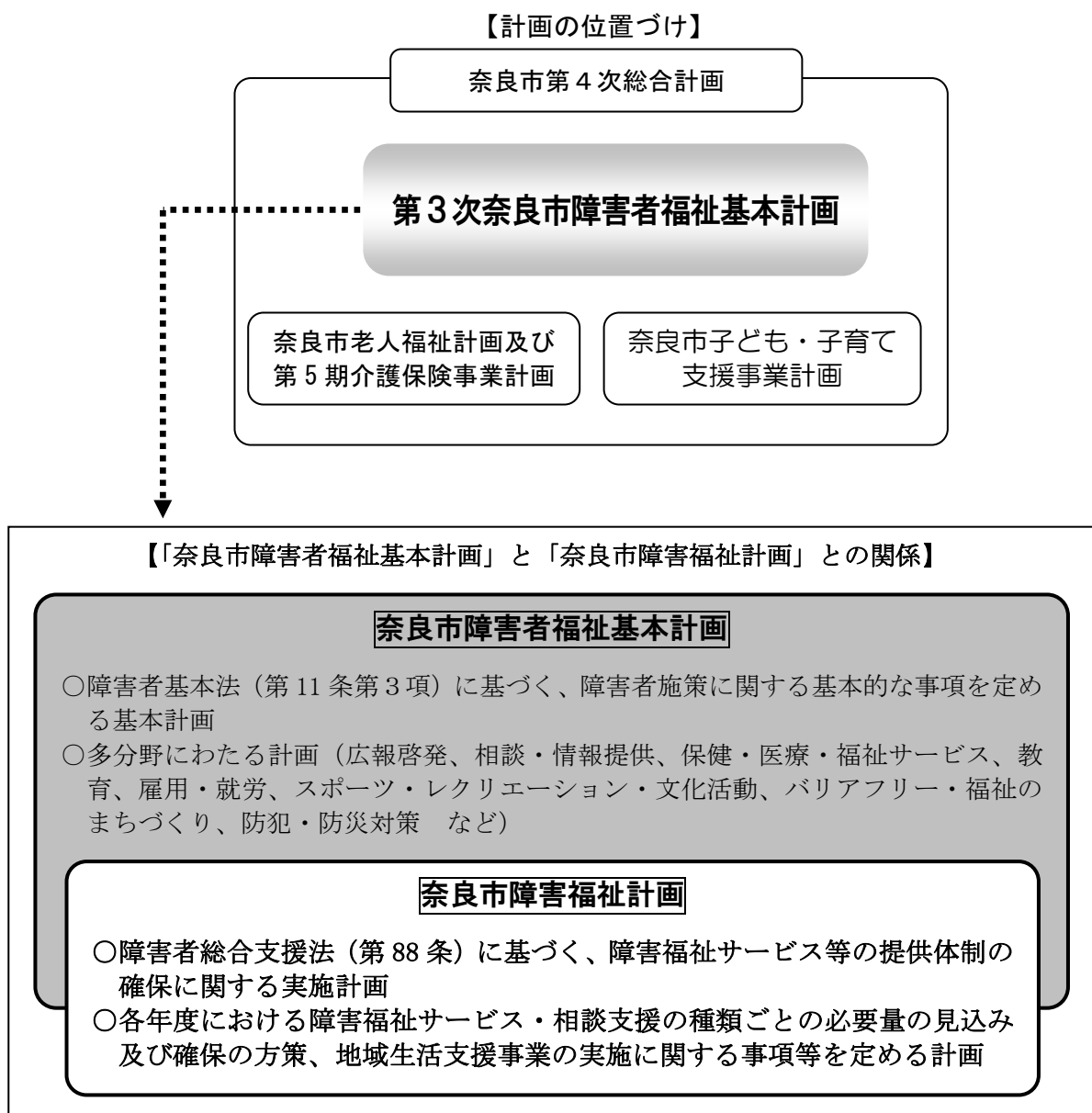
よって、本計画では第3次奈良市障害者福祉基本計画の理念を基本理念とし、障害者福祉施策の推進に努めていきます。

すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、この上位計画であり本市の障害者施策の目標を掲げる「第3次奈良市障害者福祉基本計画」の基本理念を実現するための実施計画として、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また、本市のまちづくりの上位計画である「奈良市第4次総合計画」の部門別計画として、障害者の総合的な保健・福祉施策に関わる目標を掲げた計画としても位置づけられ、国の「基本指針」及び「奈良県障害者計画」、「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」、「奈良市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り作成しています。



第4節 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針に定められています。このため本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
奈良市障害者福祉基本計画	第2次計画							
			第3次計画					
奈良市障害福祉計画	第3期計画							
			見直し	第4期計画				
						見直し	第5期計画	

第5節 計画の策定体制

1. 奈良市障害福祉計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者等により組織した、「奈良市障害福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

2. アンケート調査の実施

本計画策定にあたって、障害のある人の生活状況や福祉に関する意識や意向及び障害福祉サービスの利用実態や地域移行などの状況を把握し、施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある方々及び障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査を実施しました。（詳細は資料編）

3. 市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。（詳細は資料編）

第2章 障害のある人を取り巻く奈良市の現状

第1節 奈良市の人口 ◇減少傾向が続く総人口◇

1. 人口の動向

本市の総人口は、2000年（平成12年）をピークに減少傾向が続いており、平成21年から平成26年の推移をみると368,592人から364,326人へと4,266人減少しています。

奈良市の人口動態をみると、出生、死亡による自然動態と転入、転出による社会動態ともに減少を示しています。

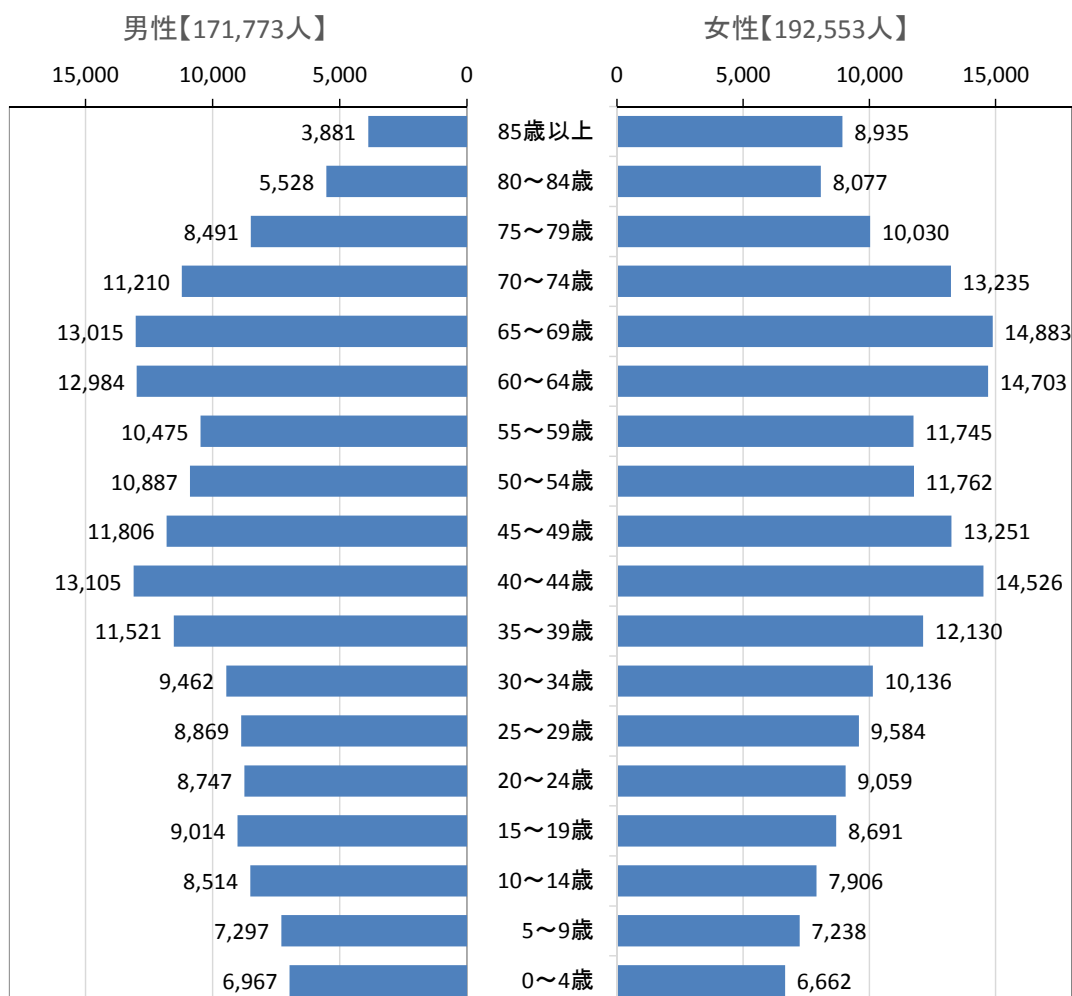
（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	368,592	368,097	367,717	366,429	364,836	364,326
世帯数	151,965	153,361	154,902	155,968	156,045	157,276

※各年4月1日現在

2. 平成26年度人口（男女別、年齢層別）

本市の人口は減少傾向をたどるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加が続くと予測され、いわゆる団塊の世代は、2025年（平成37年）には75～79歳に、2040年（平成52年）には90歳以上に達することになります。



第2節 障害のある人の状況

1. 人口・手帳所持者の推移 ◇増加が続く手帳所持者数◇

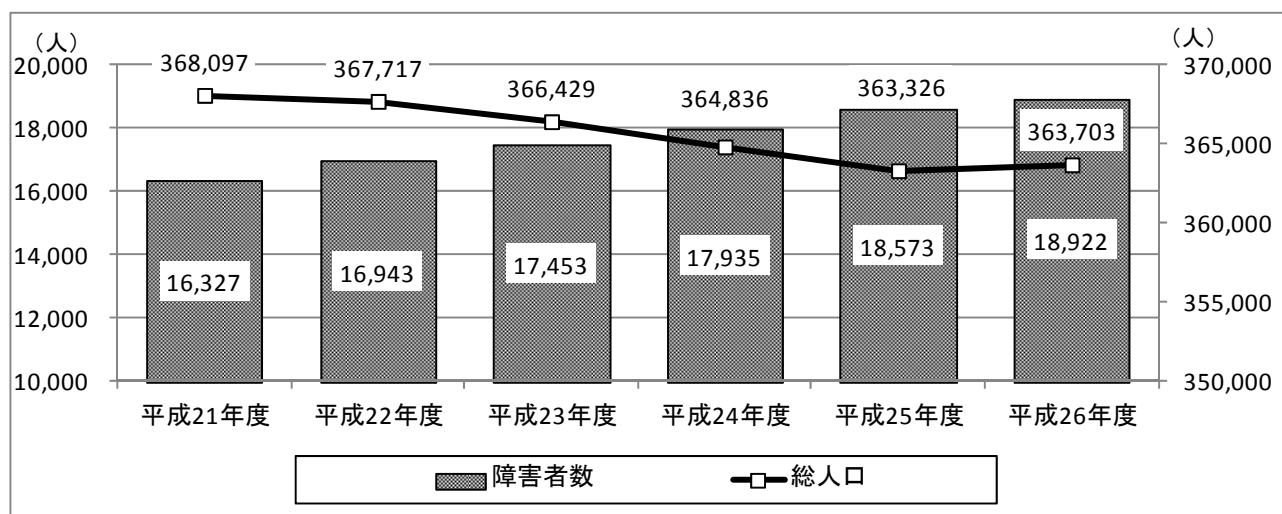
① 障害者手帳所持者の状況

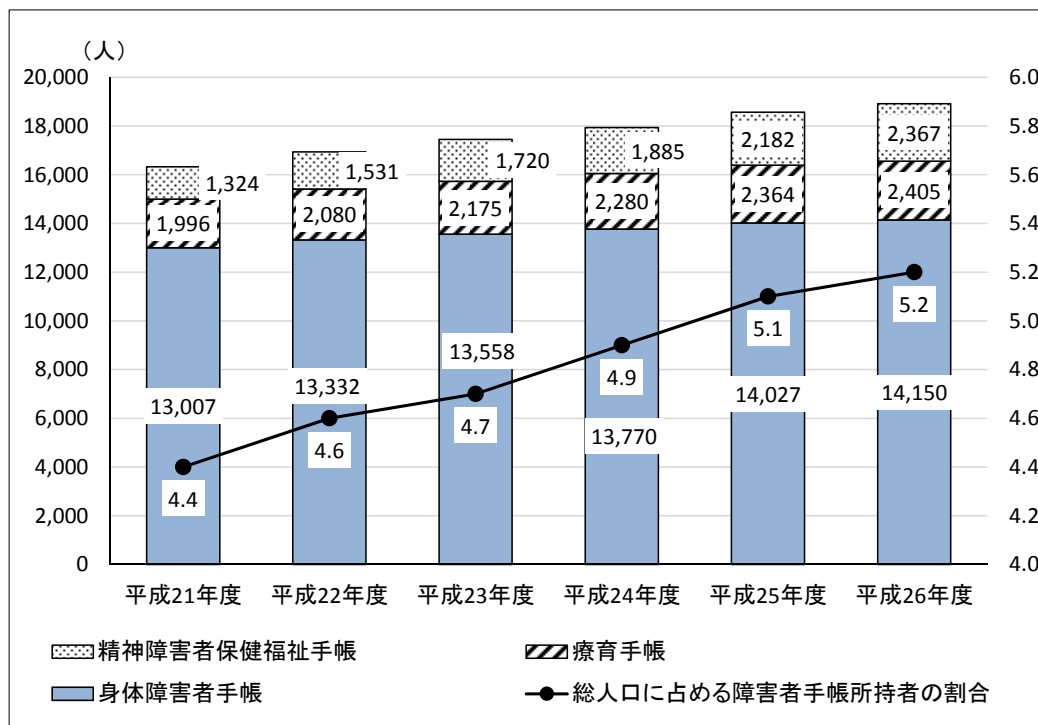
(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口		368,097	367,717	366,429	364,836	363,326	363,703
身体障害者手帳	人数	13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,150
	割合	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8
療育手帳	人数	1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,405
	割合	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
精神障害者 保健福祉手帳	人数	1,324	1,531	1,720	1,885	2,182	2,367
	割合	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6
障害者手帳所持者総数		16,327	16,943	17,453	17,935	18,573	18,922
総人口に占める 障害者手帳所持者の割合		4.4	4.6	4.7	4.9	5.1	5.2

※総人口：平成21年度～25年度は翌年度の4月1日現在、平成26年度は11月1日現在

※各手帳人数：平成21年度～25年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在、平成26年度は10月末日現在





手帳所持者は、三障害とも増加しており、所持者総数は平成26年10月末で18,922人となり、平成21年から2,595人増加し、総人口に占める手帳所持者の割合も4.4%から5.2%に増加しています。

三障害別の手帳所持者の割合は、平成26年で身体75%、療育13%、精神12%となっており、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

手帳所持者の増加理由は、身体障害者手帳所持者の約7割が65歳以上であり、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い手帳所持者数も増加したもののと思われ、今後も高齢化の進行により身体障害者数は更に増加していくことが予想されます。

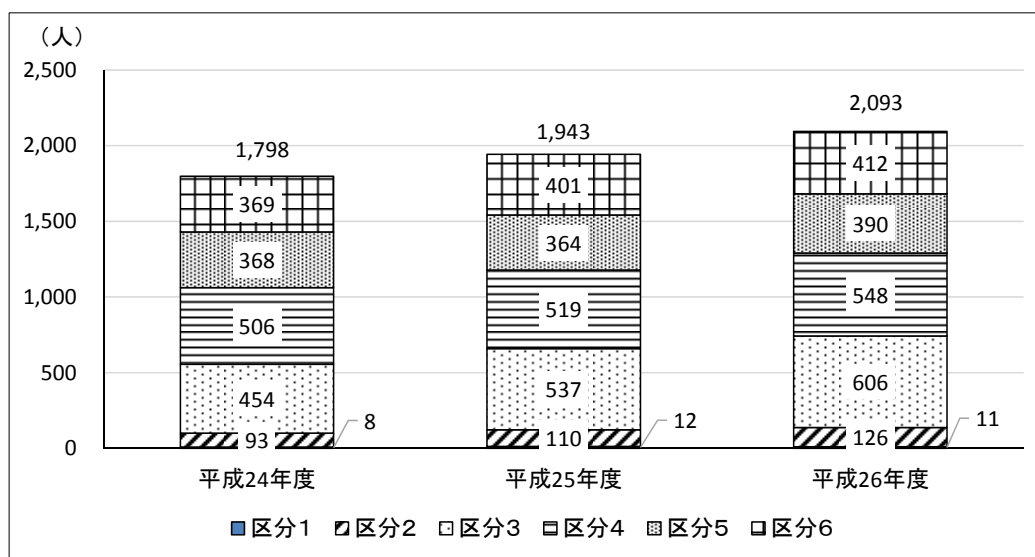
平成21年から平成26年の各手帳所持者の増加率は、身体障害者手帳所持者8.8%、療育手帳所持者20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者78.8%となっています。精神障害者が著しく増加している理由としては、福祉サービスの利用や障害者雇用のために取得を考える人が増え、精神障害者保健福祉手帳が徐々に社会的に認知されてきた背景があることが考えられます。

② 障害支援区分認定者の状況

(単位：人、%)

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成24年度	人数	8	93	454	506	368	369	1,798
	割合	0.5	5.2	25.3	28.1	20.4	20.5	100
平成25年度	人数	12	110	537	519	364	401	1,943
	割合	0.6	5.7	27.7	26.7	18.7	20.6	100
平成26年度	人数	11	126	606	548	390	412	2,093
	割合	0.5	6.0	29.0	26.2	18.6	19.7	100

※各年度3月末日現在、平成26年度は9月末現在



全体の中では、中間層の区分3と区分4の占める割合が高くなっています。

ここ3年間を比較すると、認定者は毎年150人程度増加しており、今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービス利用者も増加していくと考えられます。

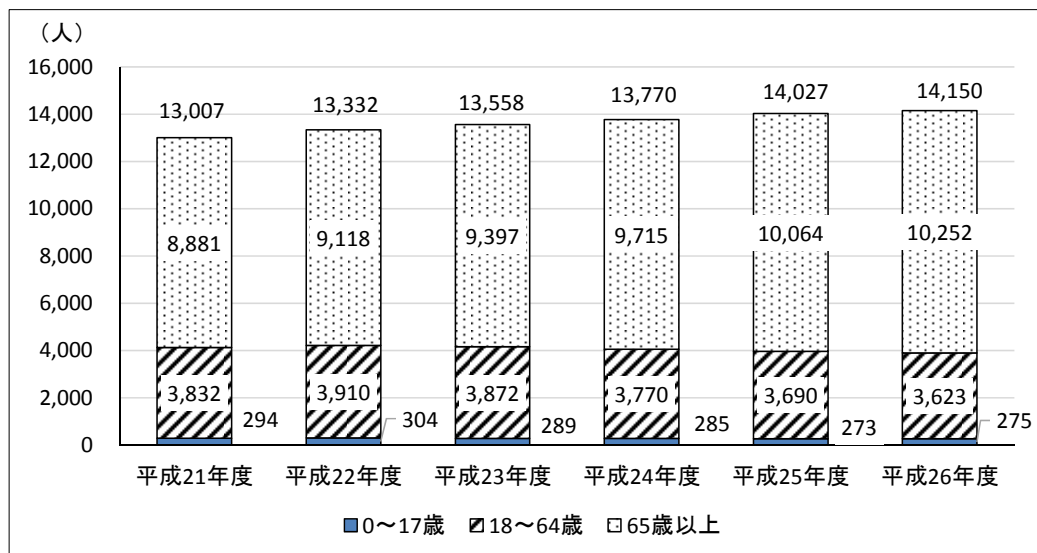
2. 身体障害者の状況 ◇高齢化が進む身体障害者手帳所持者◇

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～17歳	人数	294	304	289	285	273	275
	割合	2.3	2.3	2.1	2.1	2.0	2.0
18～64歳	人数	3,832	3,910	3,872	3,770	3,690	3,623
	割合	29.5	29.3	28.6	27.4	26.3	25.6
65歳以上	人数	8,881	9,118	9,397	9,715	10,064	10,252
	割合	68.2	68.4	69.3	70.5	71.7	72.4
合 計		13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,150

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在



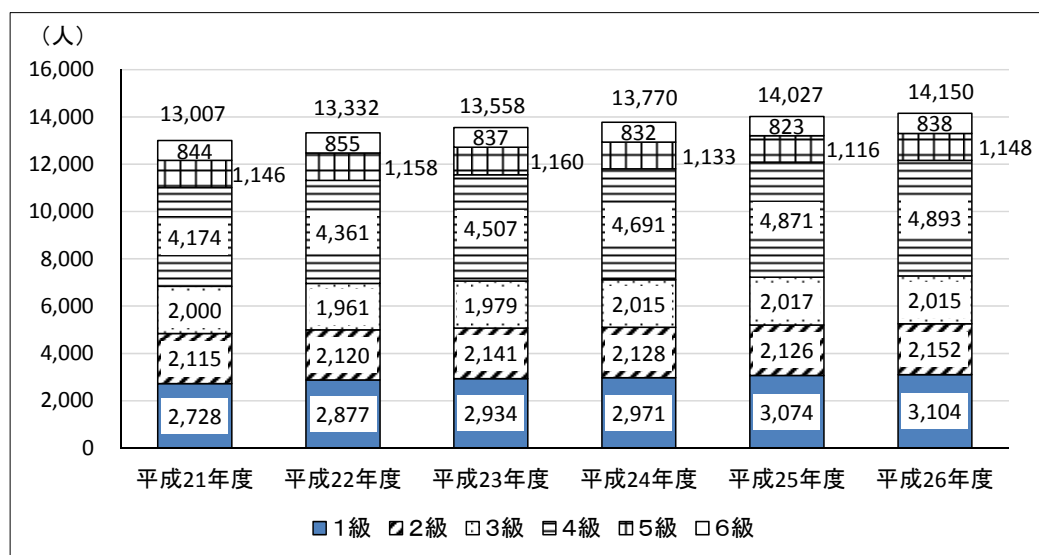
平成26年度の状況は、65歳以上が72.4%を占め、平成21年の68.2%から4.2ポイント増加しており高齢化が著しく進んでいます。

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 級	人数	2,728	2,877	2,934	2,971	3,074	3,104
	割合	21.0	21.6	21.6	21.6	21.9	21.9
2 級	人数	2,115	2,120	2,141	2,128	2,126	2,152
	割合	16.3	15.9	15.8	15.5	15.1	15.2
3 級	人数	2,000	1,961	1,979	2,015	2,017	2,015
	割合	15.4	14.7	14.6	14.6	14.4	14.3
4 級	人数	4,174	4,361	4,507	4,691	4,871	4,893
	割合	32.0	32.7	33.2	34.0	34.7	34.6
5 級	人数	1,146	1,158	1,160	1,133	1,116	1,148
	割合	8.8	8.7	8.6	8.2	8.0	8.1
6 級	人数	844	855	837	832	823	838
	割合	6.5	6.4	6.2	6.1	5.9	5.9
合 計		13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,150

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在



各等級の占める割合に大きな変化はみられません。

③ 障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害	人数	902	888	889	882	871	885
	割合	6.9	6.7	6.6	6.4	6.2	6.3
聴覚・平衡機能	人数	1,186	1,182	1,199	1,205	1,224	1,218
	割合	9.1	8.9	8.8	8.8	8.7	8.6
音声・言語障害	人数	140	143	131	140	141	143
	割合	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
肢体不自由	人数	7,206	7,401	7,530	7,642	7,799	7,843
	割合	55.4	55.5	55.5	55.5	55.6	55.4
内部障害	人数	3,573	3,718	3,809	3,901	3,992	4,061
	割合	27.5	27.9	28.1	28.3	28.5	28.7
合 計		13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,150

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

部位別では、平成26年までの間で肢体不自由が55%以上を占め最も多くなっています。

内部障害の割合は、平成21年度の27.5%から平成26年度には28.7%と部位別では微増傾向にあります。

3. 知的障害者の状況 ◇療育手帳所持者数も年々増加◇

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～17歳	人数	687	679	712	741	758	766
	割合	34.4	32.7	32.7	32.5	32.1	31.9
18～64歳	人数	1,249	1,339	1,395	1,462	1,519	1,549
	割合	62.5	64.4	64.2	64.1	64.2	64.4
65歳以上	人数	60	62	68	77	87	90
	割合	3.1	3.0	3.1	3.4	3.7	3.7
合 計		1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,405

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

いずれの年齢層も増加傾向にあり、年齢別の割合は、0～17歳が約30%、18～64歳が約60%、残りの割合が65歳以上と概ね変わりありません。

その増加の要因としては、手帳の新規取得のほとんどは18歳未満の児童であるため、保護者の早期療育への関心の高まりや、療育手帳制度についての理解が深まったことなどが考えられます。また、療育に関する社会的資源の拡大といった環境要因もその一つと考えられます。

65歳以上の増加については、知的障害は発達期以降に新たに生じるものではないことから、手帳所持者が65歳に達することによる増加と考えられます。

構成割合は18～64歳の割合が平成26年では64.4%と最も高く、年齢別の構成割合は6年間変化がみられません。

② 判定別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A (1・2)	人数	918	970	1,019	1,053	1,087	1,099
	割合	46.0	46.6	46.9	46.2	46.0	45.7
B (1・2)	人数	1,078	1,110	1,156	1,227	1,277	1,306
	割合	54.0	53.4	53.1	53.8	54.0	54.3
合 計		1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,405

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

判定別の割合は平成26年度がA判定45.7%、B判定54.3%で、6年間の変化はほとんどみられません。

4. 精神障害者の状況 ◇精神保健福祉手帳の取得は急増◇

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	人数	228	264	284	273	300	308
	割合	17.2	17.2	16.5	14.5	13.7	13.0
2級	人数	943	1,085	1,216	1,328	1,523	1,620
	割合	71.2	70.9	70.7	70.4	69.8	68.4
3級	人数	153	182	220	284	359	439
	割合	11.6	11.9	12.8	15.1	16.5	18.6
合 計		1,324	1,531	1,720	1,885	2,182	2,367

※各年度6月末日現在

6年間で2級・3級の所持者の割合が増加しています。

その理由としては、社会状況の変化に伴い手帳の取得者が増加していることが考えられます。

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者	2,828	3,118	3,482	3,712	3,970	4,168

※各年度6月末日現在

6年間で2,828人から4,168人へと1,340人増加しており、その増加率は47.4%で手帳所持者の増加と連動していることが考えられます。

※ 精神障害者医療費助成制度の開始

現行の心身障害者医療費助成制度の対象となっていない精神障害者の医療費助成については、市民の要望を受け精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に平成27年8月から医療費の一部を助成する制度を実施します。

5. 難病患者（一般特定疾患医療受給者）の状況

◇平成25年4月から、難病患者も障害福祉サービス等の対象に◇

① 一般特定疾患医療受給者の状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者	2,239	2,408	2,542	2,656	2,828	2,871

※各年度3月末日現在、平成26年度は8月末日現在

6年間で2,239人から2,871人へと632人増加しており、28.2%増加しています。

② 疾患別の一般特定疾患医療受給者の状況

(単位：人、%)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
神経・筋疾患	819	30.8	880	31.1	871	30.3
免疫疾患	361	13.6	368	13.0	301	10.5
消化器疾患	731	27.5	781	27.6	790	27.5
循環器呼吸器疾患	225	8.5	243	8.6	272	9.5
血液性疾患	118	4.4	116	4.1	121	4.2
皮膚・結合組織疾患	128	4.8	138	4.9	204	7.1
骨・関節系	154	5.8	172	6.1	181	6.3
視覚系	66	2.5	65	2.3	69	2.4
内分泌疾患	39	1.5	51	1.8	55	1.9
その他	15	0.6	14	0.5	7	0.3
合 計	2,656	100.0	2,828	100.0	2,871	100.0

※各年度3月末日現在、平成26年度は8月末現在

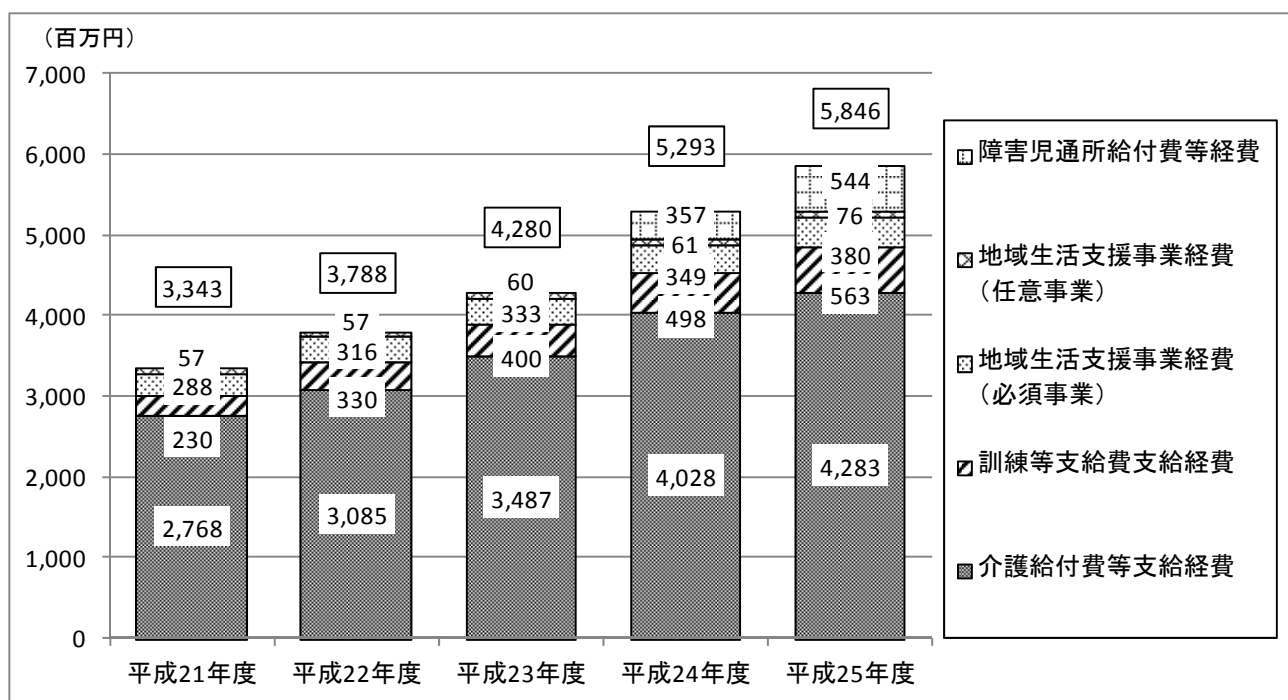
疾患別では、3年間で大きな変化はありませんが、「神経・筋疾患」や「消化器疾患」の割合が高くなっています。

第3節 障害福祉施策関連事業費決算額の推移

本市の障害福祉施策関連事業費は、障害者数の増加に伴いサービスの利用が毎年増加しており、平成21年度と平成25年度の事業費を比較すると約15億円増加しています。その主な要因としては、生活介護等の日中活動系やホームヘルプサービスの利用者数の増加が挙げられます。

(単位：百万円)

障害福祉施策関連事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護給付費等支給経費 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、障害児デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、施設訓練、特定障害者特別)	2,768	3,085	3,487	4,028	4,283
訓練等支給費支給経費 (共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	230	330	400	498	563
地域生活支援事業経費(必須事業) (理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動支援センター機能強化)	288	316	333	349	380
地域生活支援事業経費(任意事業)	57	57	60	61	76
障害児通所給付費等経費 (障害児相談支援、障害児通所支援、高額障害児通所給付費支給)				357	544
合 計	3,343	3,788	4,280	5,293	5,846



第4節 入院・入所者の地域移行支援の進捗状況

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第3期計画での考え方】

自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「第1期計画作成時点における福祉施設入所者の3割以上を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、1割以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

【現状と課題】

入所施設利用者が地域移行を図るうえで重要なグループホームの整備が進んでいないのが現状です。

グループホームの開設にあたっては、建築基準法や消防法などで定められる基準を満たすことが求められることや、地域住民の理解や協力が必要なことなどの課題があります。

【数値目標と実績：福祉施設の入所者の地域生活への移行】（平成20年度から平成26年度）

	平成26年度末時点の目標値	平成26年度末時点の実績値
【目標値】地域生活移行者数	40人	45人
【目標値】入所者数削減見込み	35人	15人

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【第3期計画での考え方】

第3期計画の目標値について、国の「平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査に比べて7%相当分増加させること」を受けて、奈良県では平成26年度までの退院率の数値目標を59.4%としています。

また、退院者数について、国は「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数を直近の状況よりも20%増加させること」としており、奈良県では数値目標を72人としています。

本市においては、奈良県の数値目標を踏襲しつつ、今後も地域生活への移行に向け、地域相談支援や障害福祉サービス等の充実に努めます。

【現状と課題】

地域移行支援や地域定着支援のサービス実績が上がっていない状況であり、精神障害者の退院後の地域生活への移行のための支援体制の確立が課題となっています。

3. 福祉施設から一般就労への移行

【第3期計画での考え方】

平成26年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、第1期計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

【現状と課題】

就労移行支援事業所の利用者が一般企業に就労できず、就労継続支援事業に移行するケースが多くみられます。また、就労できても長続きせず福祉就労に戻ってくるケースも多くみられ、就労が定着するための支援体制の確立が課題となっています。

【数値目標と実績：福祉施設から一般就労への移行】

	平成26年度の目標値	平成26年度の実績値
【目標値】年間一般就労移行者数	40人	41人

第5節 障害福祉サービス等の進捗状況

1. 障害福祉サービスの利用実績

①訪問系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

※月あたりの平均利用者数

主たる 障害種別	サービス名	平成 24 年度（人）	平成 25 年度（人）	平成 26 年度（人）
身体障害者	居宅介護	214	220	227
	重度訪問介護	41	38	34
	同行援護	67	76	78
	行動援護	7	7	9
知的障害者	居宅介護	80	97	110
	重度訪問介護	1	2	1
	同行援護	0	0	1
	行動援護	84	98	107
精神障害者	居宅介護	274	315	320
	同行援護	2	1	1
	行動援護	5	4	2
障害児	居宅介護	71	70	77
	同行援護	1	2	0
	行動援護	71	74	70
難 病	居宅介護	—	1	2
合 計	居宅介護	639	703	736
	重度訪問介護	42	40	35
	同行援護	70	78	80
	行動援護	167	183	188

各サービスの計画値及び実績値

※月あたりの平均利用者数・利用時間

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
		A	B	B÷A	A	B	B÷A	A	B	B÷A
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護	人	867	848	98%	954	926	97%	1,058	959	91%
	時間	24,929	22,190	89%	27,635	23,431	85%	30,634	24,341	79%
同行援護	人	75	70	93%	80	78	98%	85	80	94%
	時間	975	952	98%	1,040	991	95%	1,105	1,020	92%

居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用者数は、ほぼ計画どおりの実績となっています。

居宅介護は、平成24年度から平成25年度の身体障害者の伸びは2.8%程度ですが、知的障害は21.3%、精神障害者は15.0%と大幅な伸びがみられます。平成26年度も引き続き増加傾向がみられます。

②日中活動系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

※月あたりの平均利用者数

主たる 障害種別	サービス名	平成 24 年度（人）	平成 25 年度（人）	平成 26 年度（人）
身体障害者	生活介護	183	185	188
	自立訓練	19	14	11
	就労移行支援	9	7	5
	就労継続支援（A型）	15	18	21
	就労継続支援（B型）	10	11	15
	療養介護	43	41	42
	短期入所	37	39	39
知的障害者	生活介護	584	609	646
	自立訓練	3	6	7
	就労移行支援	36	27	24
	就労継続支援（A型）	58	76	90
	就労継続支援（B型）	75	89	99
	療養介護	4	3	3
	短期入所	69	77	81
精神障害者	生活介護	151	149	157
	自立訓練	25	21	19
	就労移行支援	33	46	51
	就労継続支援（A型）	8	19	30
	就労継続支援（B型）	88	97	116
	療養介護	0	0	0
	短期入所	16	14	17
障害児	短期入所	19	19	20
難 病	就労移行支援	0	0	1
合 計	生活介護	918	943	991
	自立訓練	47	41	37
	就労移行支援	78	80	81
	就労継続支援（A型）	81	113	141
	就労継続支援（B型）	173	197	230
	療養介護	47	44	45
	短期入所	141	149	157

各サービスの計画値及び実績値

※人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の利用日数

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
生活介護	人	910	918	101%	950	943	99%	990	991	100%
	人日	16,380	16,153	99%	17,100	16,719	98%	17,820	17,993	101%
自立訓練（機能訓練）	人	14	16	114%	14	13	93%	14	9	64%
	人日	238	291	122%	238	244	103%	238	135	57%
自立訓練（生活訓練）	人	30	31	103%	35	28	80%	40	28	70%
	人日	390	459	118%	455	356	78%	520	345	66%
就労移行支援	人	79	78	98%	84	80	95%	89	81	91%
	人日	1,264	1,217	96%	1,344	1,202	89%	1,424	1,302	91%
就労継続支援（A型）	人	80	81	101%	87	113	130%	94	141	150%
	人日	1,760	1,718	98%	1,914	2,248	117%	2,068	2,861	138%
就労継続支援（B型）	人	147	173	118%	162	197	122%	178	230	129%
	人日	1,764	2,309	131%	1,944	2,671	137%	2,136	3,214	150%
療養介護	人	46	47	102%	46	44	96%	46	45	98%
短期入所	人	162	141	87%	172	149	87%	182	157	86%
	人日	1,134	1,091	96%	1,204	1,199	100%	1,274	1,170	92%

生活介護の利用者数は、ほぼ計画通りの実績となっており、事業所数については平成24年度に2事業所、平成25年度に6事業所が増加しています。障害福祉サービスの中でも、日中活動系サービスの核となっている事業であり、今後も増加傾向は続くと考えられます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練の利用者数は横ばいもしくは減少傾向にあります。

機能訓練については、市内に利用できる事業所が無い場合、主として県内にある市外の事業所を利用している方が多い状況です。増加がみられない理由としては、市外に事業所があること、対象者が限定されること、また、標準期間が1年半の有期限のサービスであることが考えられます。

生活訓練の利用については、標準期間が2年という有期限のサービスであり、知的障害者は、他の日中活動サービスである生活介護や就労継続支援を選択する傾向がみられます。

精神障害者の退院後の地域生活への移行が課題となっていますが、地域移行支援や地域定着支援の実績が上がっていない状況であり、生活訓練事業の利用者数も伸びていません。今後は、地域自立支援協議会の地域生活支援部会を中心に地域移行、地域生活を支える体制についての検討を進めていく必要があります。

就労移行支援については、事業所数が平成24年度と平成25年度にそれぞれ2事業所ずつ増加しており、他市と比べて事業所数は多い傾向にありますが、利用者数は横ばいの状態です。利用者数が伸びないのは、標準期間が2年という有期限のサービスということが原因の一つと考えられますが、利用者数の増加に向けて地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に検討を進めていく必要があります。

就労継続支援については、他事業がほぼ計画通りに推移しているなかで、平成25年度、平成26年度でA型・B型ともに実績値が計画値を大幅に上回っています。要因としてA型・B型ともに事業所数が増加したことが挙げられます。

今後の課題として、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護の各事業の役割の明確化と、卒業後の進路を考える際のサービス等利用計画の充実、事業所間の連携等が挙げられます。

③居住系サービスの利用状況

※月あたりの平均利用者数

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	人	130	133	102%	150	148	99%	170	159	94%
施設入所支援	人	335	339	101%	325	338	104%	310	329	106%

共同生活援助や施設入所支援については、ほぼ計画通りに推移しています。施設数や定員数に限度があるため計画通りとなっていますが、グループホームに対するニーズは、今後更に高まっていくと考えられ、今後の地域移行を進めていくためにも受け皿となる住まいの確保は重要です。

④相談支援の利用状況

※各年度3月末現在、平成26年は8月末現在

サービス名		単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
			計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
相談支援	計画相談支援	人	483	87	11%	517	186	36%	587	499	85%
	地域移行支援	人	20	0	0%	32	1	3%	52	0	0%
	地域定着支援	人	0	0	0	49	0	0%	85	0	0%

平成24年度と平成25年度の相談支援の計画と実績の乖離が大きくなっていますが、その要因は、相談支援の周知が十分ではなかったことと、計画を立てる相談支援専門員の人材不足によるものと考えられます。

平成26年度の計画相談支援については、事業所数の増加や相談支援相談員のスキルアップを目的とした地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に実施した事業所説明会等により支援体制の整備が進んだため、実績値が大幅に伸びています。

精神障害者の退院後の地域生活への移行が課題となっていますが、地域移行支援と地域定着支援の利用実績が上がっていない状況です。

⑤障害児支援の利用状況

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績値	実績値	実績値
児童発達支援	人	99	157	246
	人日	970	1,492	1,870
放課後等デイサービス	人	263	309	397
	人日	2,290	2,997	3,970
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
医療型児童発達支援	人	1	0	0
	人日	1	0	0
障害児相談支援	人	1	16	293

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用者数・利用日数共に大きく伸びています。

保育所等訪問支援の事業所は、県内に3カ所ありますが市内にはありません。また、医療型児童発達支援の事業所も、市内にはありません。

今後、障害児相談支援を充実させ、他の事業との調整を図り、支援の必要な児童に対する適切な支援内容を検討していく必要があります。

2.地域生活支援事業の進捗状況

①理解促進研修・啓発事業の実施状況

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
理解促進研修・啓発事業	講演会等参加者数（人/年）	—	100	100

平成25年度から、地域生活支援事業の市町村必須事業に追加されました。市民を対象とした研修会の実施や、障害者週間に理解啓発のための展示等を行いました。

②自発的活動支援事業の実施状況

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自発的活動支援事業	助成団体数（件/年）	—	1	1

平成25年度から、地域生活支援事業の市町村必須事業に追加されました。障害者が情報交換できる交流会の活動や啓発活動を行っている団体など、地域の障害者及び支援者の活動を支援しました。

③相談支援等の実施状況

事業名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
障害者相談支援事業	延件数（件/年）	27,456	24,211	88%	29,568	23,908	81%	31,680	27,948	88%
	委託箇所数（箇所）	8	8	100%	8	8	100%	8	8	100%
市町村相談支援機能強化事業	委託箇所数（箇所）	—	3	—	—	4	—	—	4	—
療育指導事業	委託箇所数（箇所）	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人/年）	10	10	100%	15	7	47%	20	9	45%

相談支援事業については、やや計画値を下回る結果となっていますが、この要因は、計画相談支援によるサービス利用計画が浸透し、それに伴い個別の相談窓口が確保されたことが考えられます。

④意思疎通支援事業の実施状況

事業内容	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
手話通訳者派遣	延支援件数 (件/年)	2,625	2,726	104%	2,769	3,100	112%	2,921	3,361	115%
要約筆記者派遣	延派遣者数 (人/年)	255	132	52%	262	82	31%	269	96	36%
	延派遣件数 (件/年)	—	45	—	—	30	—	—	34	—
手話通訳者設置	設置者数 (人)	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100

手話通訳者派遣事業は、計画を上回る実績値となっており、計画の上積みが必要と思われます。
平成25年度以降の要約筆記者派遣の減少理由は、対象となる会議や行事が減少したことが考えられます。

⑤日常生活用具給付等事業の利用状況

サービス名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
日常生活用具給付等事業（ストマや紙おむつ等排泄管理支援用具を除く）	件/年	345	299	86%	345	385	111%	345	389	112%
排泄管理支援用具	件/年	5,769	6,744	116%	6,000	6,888	114%	6,240	7,105	113%

平成25年度は計画値を上回った実績となっており、平成26年度も同様の見込です。
平成25年度にパルスオキシメーター等の品目を追加し、平成26年度は電気式たん吸引器や杖等の用具の給付が増加しています。
排泄管理支援用具の増加の理由は、大腸がん手術の増加により、ストマ用具の利用者が増加していることが考えられます。

⑥手話奉仕員養成研修事業の実施状況

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話奉仕員養成研修事業	入門講座参加者数 (人／年)	30	34	33
	基礎講座参加者数 (人／年)	15	16	18

聴覚障害者の支援を行う手話奉仕員を養成するため、入門講座と基礎講座を実施しました。

⑦移動支援事業の利用状況

事業名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
移動支援事業	実利用者数 (人)	682	861	126%	728	958	132%	774	980	127%
	平均利用時間 (時間/月)	6,479	6,846	106%	7,037	7,158	102%	7,611	7,148	94%

平成24年度から平成26年度にかけては、実利用者数の実績値が大きく伸びており、外出による余暇活動や社会参加の機会が増えている状況にあります。

⑧地域活動支援センター事業の利用状況

事業名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
地域活動支援センター事業	平均利用者数 (人/月)	56	49	87%	58	47	81%	61	45	74%
	委託箇所数 (箇所)	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%

平均利用者数は、計画値の8～9割程度となっています。

⑨市町村任意事業の実施状況

事業名	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
福祉ホーム事業	実利用者数 (人)	6	5	83%	6	5	83%	6	5	83%
訪問入浴 サービス事業	実利用者数 (人)	19	19	100%	20	18	90%	21	17	81%
	延利用回数 (回/年)	1,036	1,051	101%	1,096	937	85%	1,156	1,076	93%
日中一時支援 事業	延利用回数 (回/年)	5,591	7,200	129%	5,989	8,925	149%	6,398	7,646	120%

福祉ホーム事業や訪問入浴サービス事業は、おおむね計画通りに推移しています。

また、日中一時支援事業は、各年度計画値を上回っておりニーズの高さが読み取れます。

その他事業	実施状況
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行いました。 (延利用者数 H25 年 142 人、H26 年 264 人)
更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している人、身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給しました。 (延利用者数 H24 年 96 人、H25 年 124 人、H26 年 100 人)
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	総合福祉センターでスポーツ教室(陸上教室、親子体操教室等)、スポーツ大会(ふれ合い宣言マラソン大会等)レクリエーション教室(盆踊り大会等)を開催し、障害者の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図りました。 (延参加者数 H24 年 6,394 人 H25 年 6,691 人 H26 年 6,427 人)
文化芸術活動振興事業	障害者等の作品展や陶芸教室、季節教室を総合福祉センターで実施し、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行いました。 (延参加者数 H24 年 748 人 H25 年 777 人 H26 年 743 人)
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳(登録者数 H24 年 42 人 H25 年 39 人 H26 年 36 人)、音声訳(登録者数 H24～26 年 70 人)により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供しました。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成しました。 (延支援件数 H24 年 12 件、H25 年 8 件、H26 年 8 件)

第3章 地域生活及び一般就労への移行の数値目標

第1節 数値目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即して、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする第4期障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る数値目標を設定します。

第2節 数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【今後の方策】

施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、施設整備事業においてグループホームの整備を重点施策と位置付けする等、施設の増加に努めます。一方グループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者がいるという現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所を確保する必要もあります。

● 地域生活移行者の増加目標

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとします。
(国の基本指針：平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする)

● 施設入所者の削減目標

施設入所者の地域生活への移行に合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とします。
(国の基本指針：平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する)

【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成25年末現在の入所者数 (A)	331人
目標年度（平成29年度末時点）の入所者数 (B)	315人
【目標値】入所者削減見込者数 (A) - (B)	16人
【目標値】地域移行者数	40人

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

奈良県では平成31年度の目標として、①入院後3カ月時点の退院率を65%とする。②入院後1年時点の退院率を91%とする。③長期入院者数（在院期間1年以上）を平成26年度見込者数の1,482人から1,200人へ約19%減少するとしています。

本市においては、奈良県の数値目標を踏まえ、地域移行に向けた支援体制の確立について地域自立支援協議会で検討し、地域相談支援や障害福祉サービスの充実に努め、入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めます。

- （国の基本指針：① 入院後3カ月時点の退院率「平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする」
② 入院後1年時点の退院率「平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする」
③ 長期入院者数（在院期間1年以上）「平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少する」）

3. 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点を、地域の社会資源を最大限に活用し平成29年度末までに1箇所整備することを基本とします。

（国の基本指針：平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つの拠点を整備する）

4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

【今後の方策】

ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

● 福祉施設利用者の一般就労への移行の増加目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とします。

（国の基本指針：平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上が福祉施設から一般就労へ移行）

【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成24年度実績	23人
目標年度（平成29年度末時点）の移行者数	81人

● 就労移行支援事業の利用者の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとします。

（国の基本指針：就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加）

【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成25年度末実績	75人
目標年度（平成29年度末時点）の利用者数	120人

● 事業所ごとの就労移行率の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとします。

（国の基本指針：就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上）

【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成24年度実績	1箇所
目標年度（平成29年度末時点）の目標箇所数	7箇所

第4章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

第1節 サービス見込量設定の考え方

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に即して見込量を設定します。また、当該見込量については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情を踏まえて設定します。

第2節 訪問系サービス及び短期入所

1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1（障害児はこれに相当する心身の状態）以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者及び知的又は、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人。
行動援護	障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上で一定の要件を満たしている人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

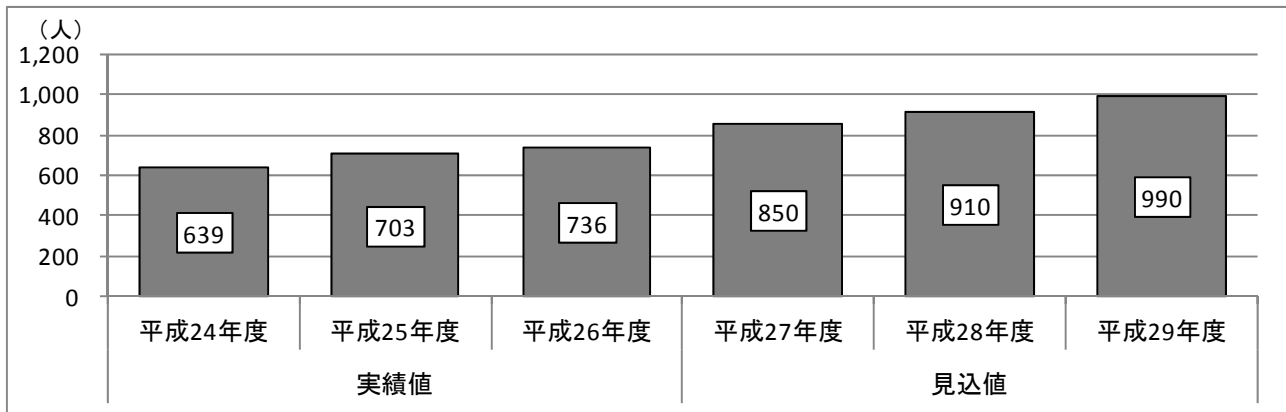
利用者数及び利用時間については、事業量の増加に対応できるように事業所の拡充が行われており、今後も増加傾向が続くと考えられます。

重度訪問介護については、本市では減少傾向にありますが、県全体でみると増加傾向にあること、また、障害の重度化に対応できるように増加を見込んでいます。

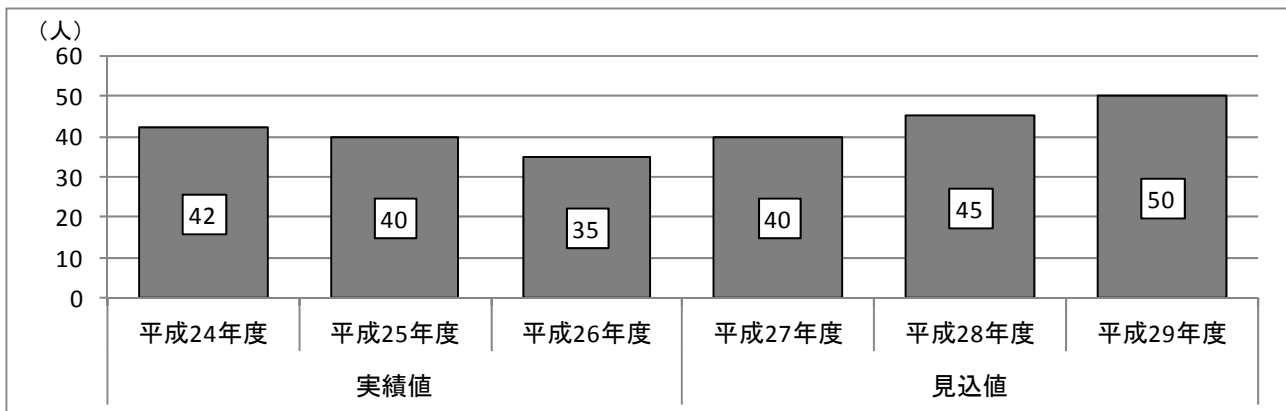
行動援護については、社会参加の必要性から増加を見込んでいます。

サービス提供については、より上質の支援の提供が行われるよう事業所に啓発するとともに、利用者の状態や状況に応じて、サービス等利用計画をもとに、適切な支給決定を行っていきます。

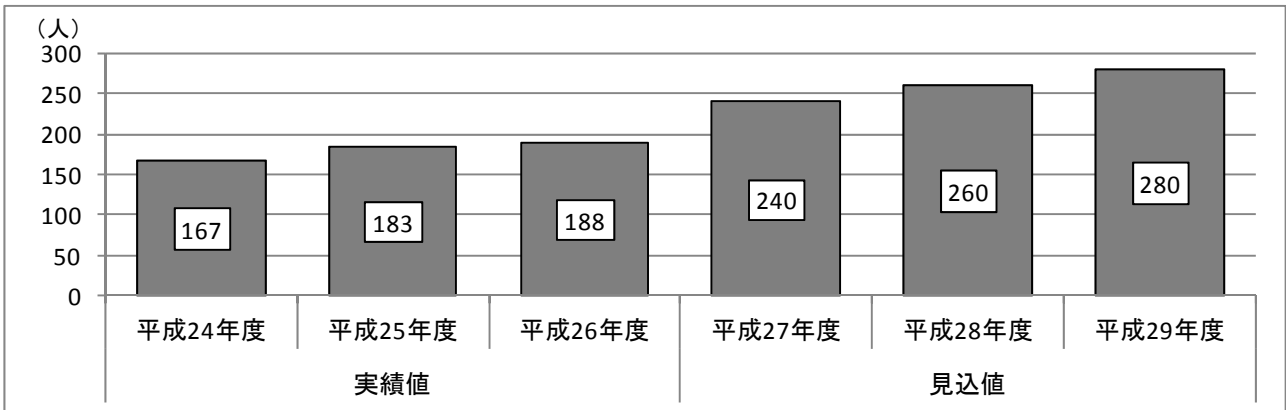
居宅介護



重度訪問介護



行動援護

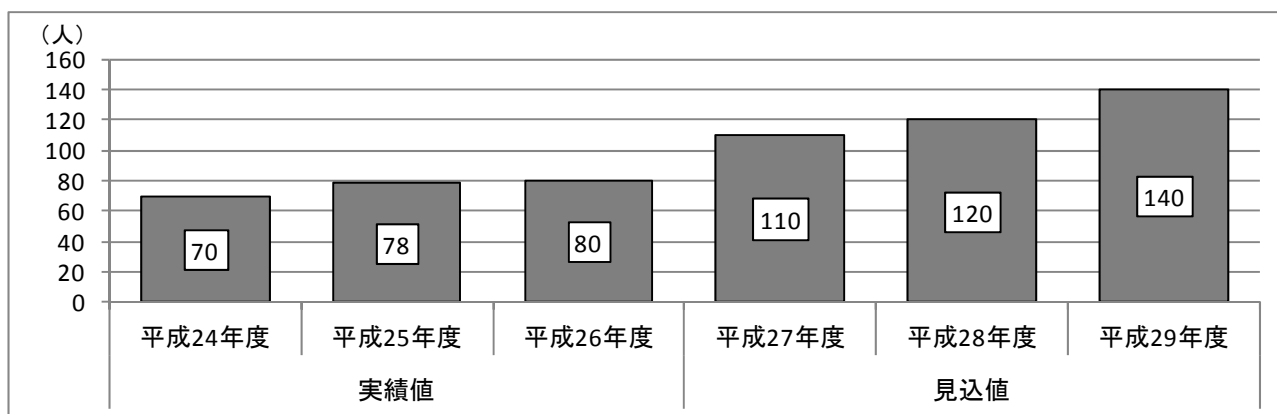


2. 同行援護

サービス名	サービス内容	対象者
同行援護	移動の著しく困難な視覚障害者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

利用人数及び利用時間については、今後も増加が見込まれ、利用者のニーズに応えながら事業を継続実施していきます。



3. 短期入所（ショートステイ）

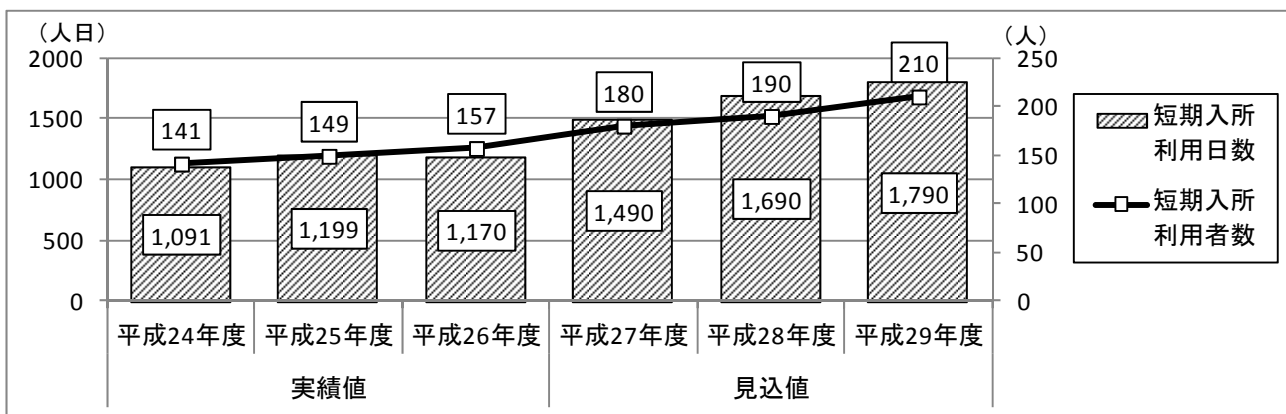
サービス名	サービス内容	対象者
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害支援区分1以上の障害者及び厚生労働大臣が定める区分1以上の障害児。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

短期入所（福祉型）については、障害者の介護者等の事情により利用する場合と、将来施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合があります、重要なサービスとして位置付けられている事業です。介護者等の高齢化に伴い、今後更に緊急時の受け入れ等の必要性も高まってくると考えられます。そのため、通所事業所等に対しても設置に向けての啓発を行います。

短期入所（医療型）については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害児・者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、現在の事業所で対応できるよう努めます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



【障害福祉サービス等の見込量 訪問系サービス及び短期入所】

※人：月あたりの利用者数 時間：月間の延利用時間 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	人	850	910	990
	時間	17,000	17,800	18,700
重度訪問介護	人	40	45	50
	時間	4,900	5,200	5,500
行動援護	人	240	260	280
	時間	5,200	5,600	6,000
同行援護	人	110	120	140
	時間	1,100	1,100	1,100
訪問系サービス（合計）	人	1,200	1,300	1,500
	時間	28,100	29,700	31,300
短期入所（福祉型）	人	160	170	190
	人日	1,300	1,500	1,600
短期入所（医療型）	人	20	20	20
	人日	190	190	190

第3節 日中活動系サービス

1. 生活介護

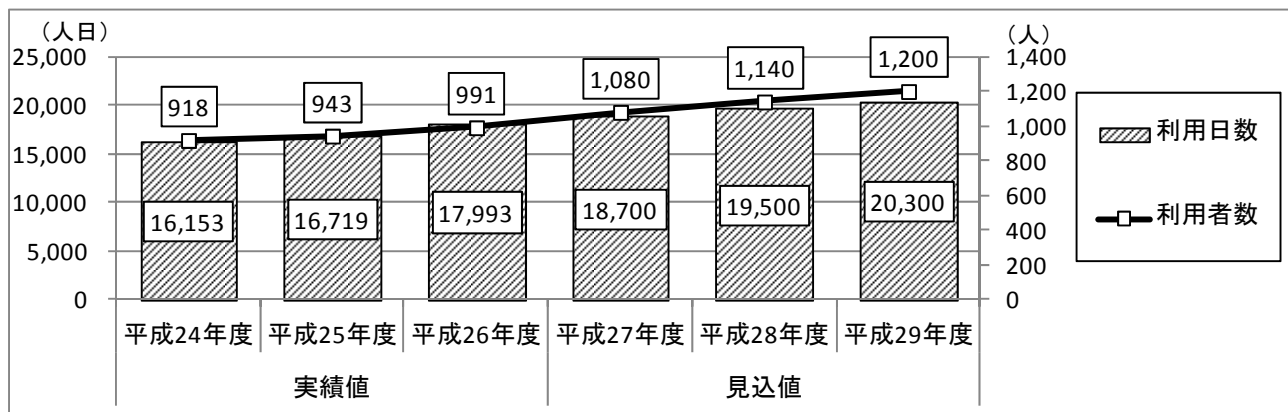
サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、 ①障害支援区分3以上 (施設へ入所する場合は区分4以上)。 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

サービスは年々増加傾向にあり、多様な経営主体による新規参入もみられ、年間60人程度の利用者の増加を見込んでいます。

障害者の個々の特性に応じたより質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



2. 自立訓練（機能訓練）

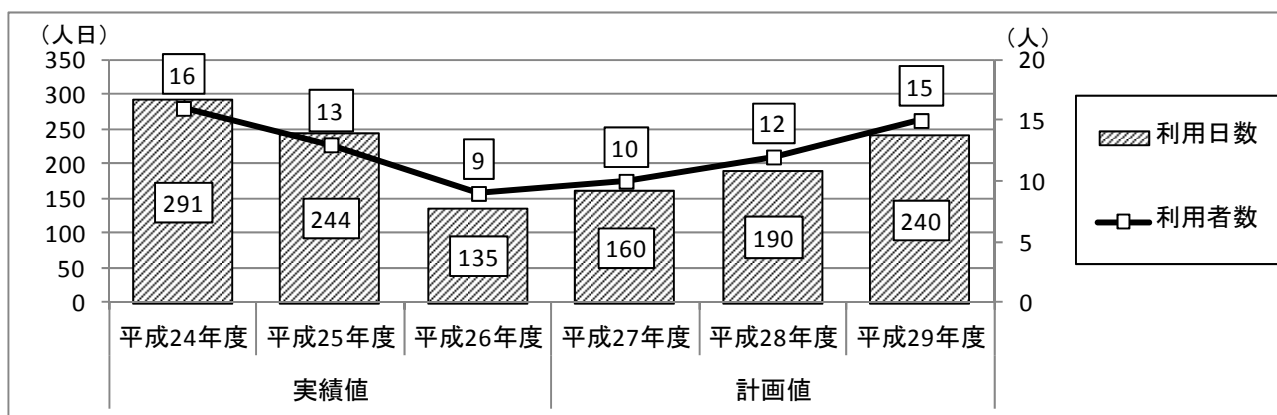
サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練 （機能訓練）	理学療法、作業療法その他必要 なりハビリテーション、生活等に 関する相談及び助言その他の必要 な支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

市内に事業所が無いため、現状では利用者数の増加が見込めません。

機能訓練ができる事業所を新規に開設するには、専門職員の配置や医療機関との連携などが必要不可欠であるため、今後は市内医療法人や社会福祉法人等に事業所設置の必要性について啓発を行います。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



3. 自立訓練（生活訓練）

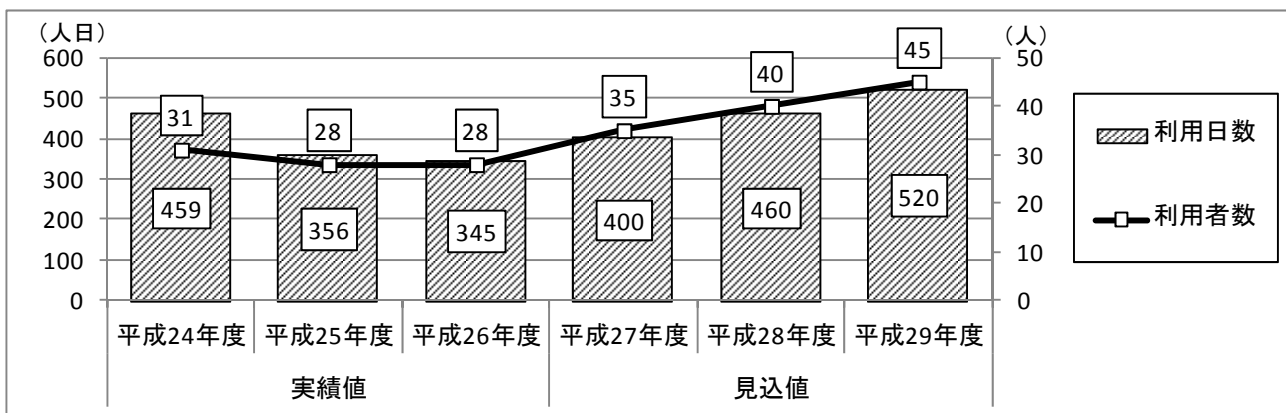
サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練 （生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。 ②特別支援学校（養護学校）を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

今後も地域移行を進めるうえで利用者は増加すると見込まれますが、サービス利用期間が原則2年と限定されていることから急激な増加とならず微増で推移していくと考えられます。

訓練期間中の相談支援体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



4. 就労移行支援

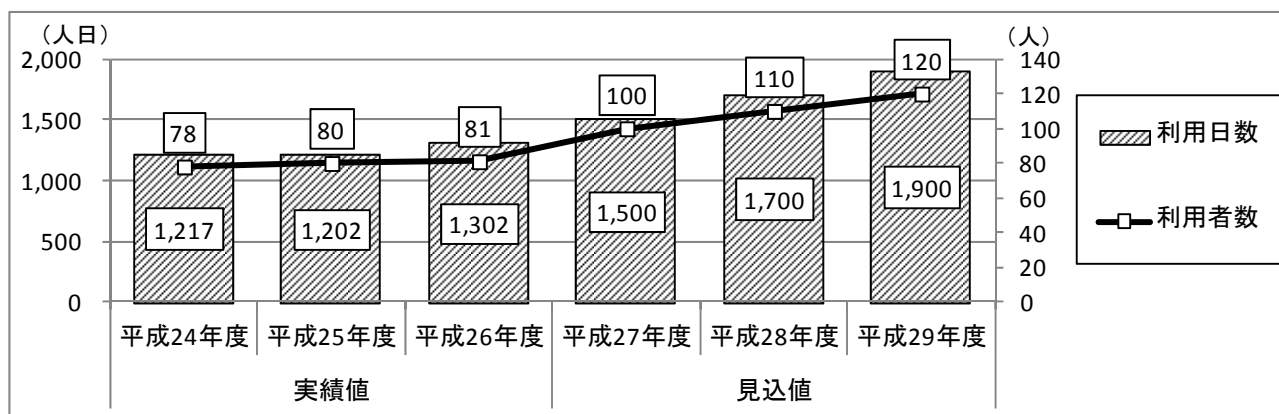
サービス名	サービス内容	対象者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

ハローワークやなら障がい者就業・生活支援センターコンパス、特別支援学校等との連携を図ることで利用者数の増加は見込めますが、サービス利用期間が原則2年と限定されていることから、急激な増加はないと考えられます。

ハローワーク等の行政機関及び事業所だけではなく、一般企業も交えた研修会の開催など障害者雇用についての更なる啓発に努めます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



5. 就労継続支援 A 型

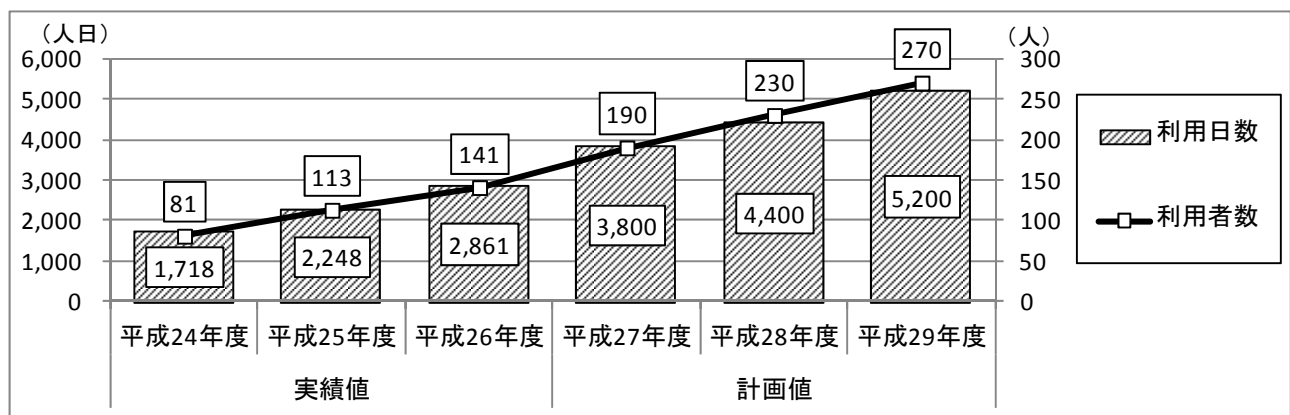
サービス名	サービス内容	対象者
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に 65 歳未満）で、 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人。 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人。 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

事業所は、サービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため、運営面での工夫が必要となりますが、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業です。事業所数の増加に伴う利用者数の増加を見込んでいます。

事業所で生産・製作された食品や物品等について、例えば地域の特産品を扱うなどの創意・工夫を行うとともに、インターネット販売などの積極的なIT活用を推進していく等、販売ルートの拡大や確立をめざすために事業所・行政・企業等の連携を図っていきます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



6. 就労継続支援 B 型

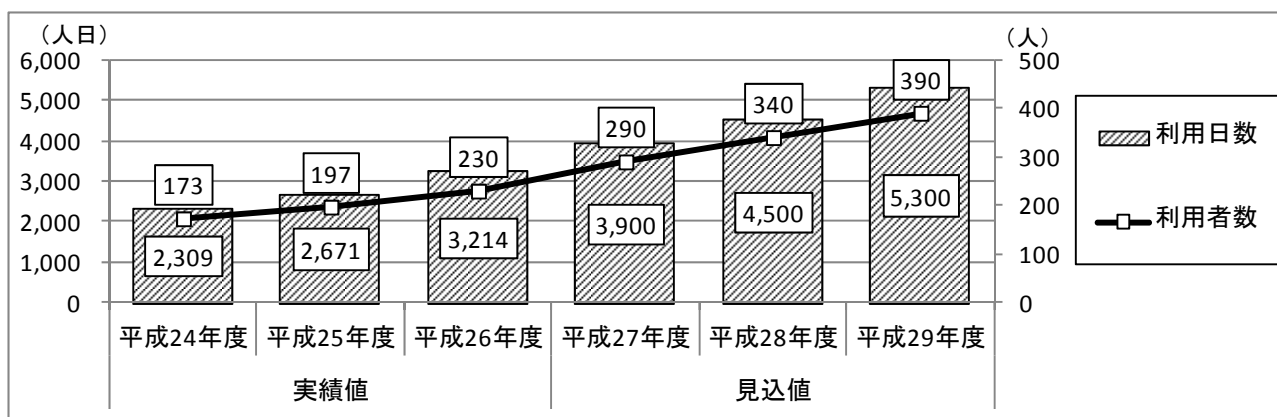
サービス名	サービス内容	対象者
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人で、 ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。 ②就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適当と判断された人。 ③ ①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または障害基礎年金 1 級を受給している人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

本来の就労移行支援の機能と共に、就労移行支援事業を利用したが就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいます。

就労継続支援 A 型と同様に事業所で生産・製作する食品や物品等についてのブランド化と、販売ルート等の拡大や確立をめざすために事業所・行政・企業等の連携強化を行い、利用者の作業工賃の引き上げに繋げる等、生産活動の充実に努めます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



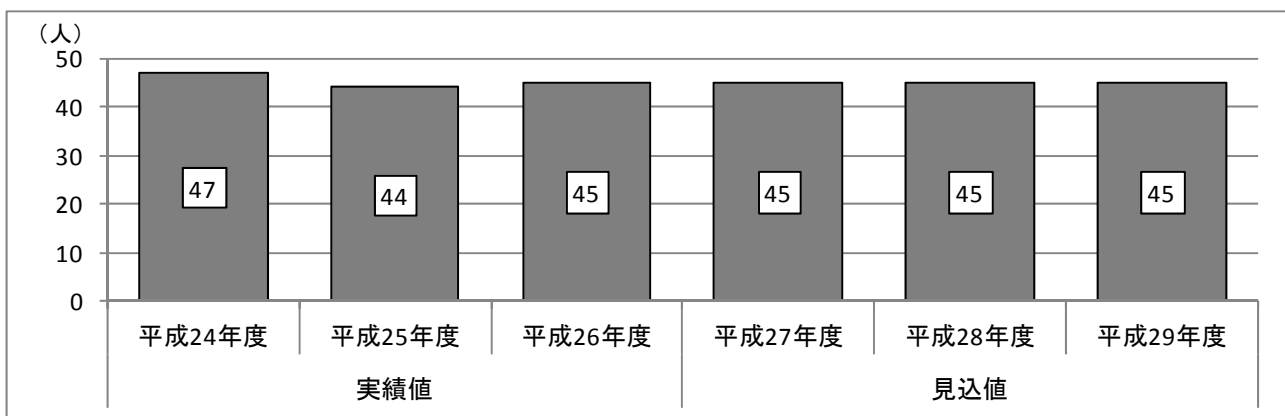
7. 療養介護

サービス名	サービス内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

療養介護事業は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、現在の事業所で対応できるように努めます。

※人：月あたりの利用者数



【障害福祉サービス等の見込量 日中活動系サービス】

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人	1,080	1,140	1,200
	人日	18,700	19,500	20,300
自立訓練（機能訓練）	人	10	12	15
	人日	160	190	240
自立訓練（生活訓練）	人	35	40	45
	人日	400	460	520
就労移行支援	人	100	110	120
	人日	1,500	1,700	1,900
就労継続支援（A型）	人	190	230	270
	人日	3,800	4,400	5,200
就労継続支援（B型）	人	290	340	390
	人日	3,900	4,500	5,300
療養介護	人	45	45	45

第4節 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービス内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で行われる、相談や日常生活上の援助を行います。	障害者（身体障害者は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人）

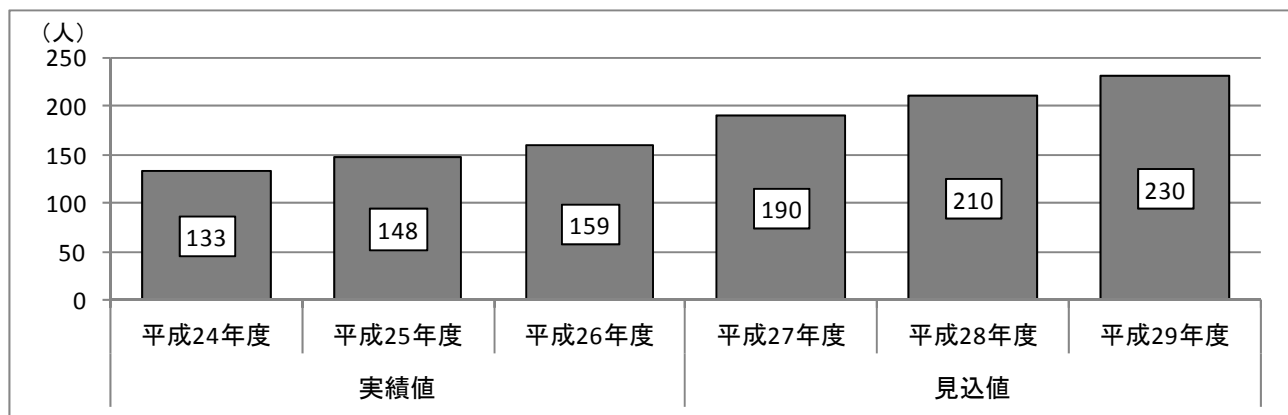
【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行の要として、グループホームの充実が最も重要とされていますが、運営面での課題も多く、市内の設置箇所数は増加していない状況です。

平成27年度から平成29年度にかけては、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助事業によるグループホーム整備箇所数（創設）の目標値を設定しました。本市において、グループホームの整備は重要課題の一つであり地域生活を支える受け皿としての位置付けを明確にし、障害者が安心して生活し、自立できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図ります。

また、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応えられる、サテライト型住居やグループホームでの外部サービス利用といった新しい仕組みについても啓発を図ります。

※人：月あたりの利用者数



2. 施設入所支援

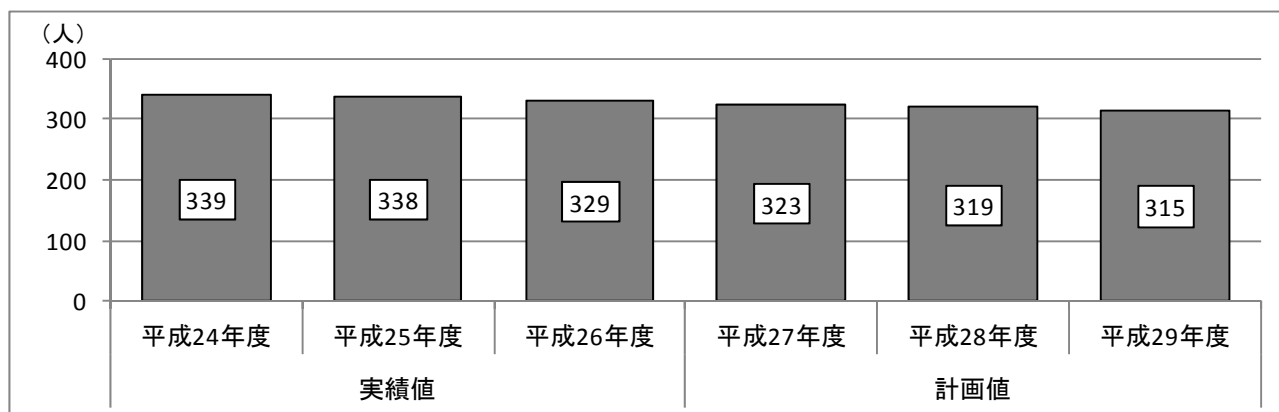
サービス名	サービス内容	対象者
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	①原則として、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）。 ②自立訓練または就労移行支援のうち、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

施設入所者の地域移行は、その主な受け皿となるグループホームの整備が遅れています。今後はグループホームの整備を重点課題に位置付けし、事業所、利用者及び保護者、行政機関等が一体となり地域移行に対する取り組みを行います。

一方グループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者がいるという現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保に取り組めます。

※人：月あたりの平均利用者数

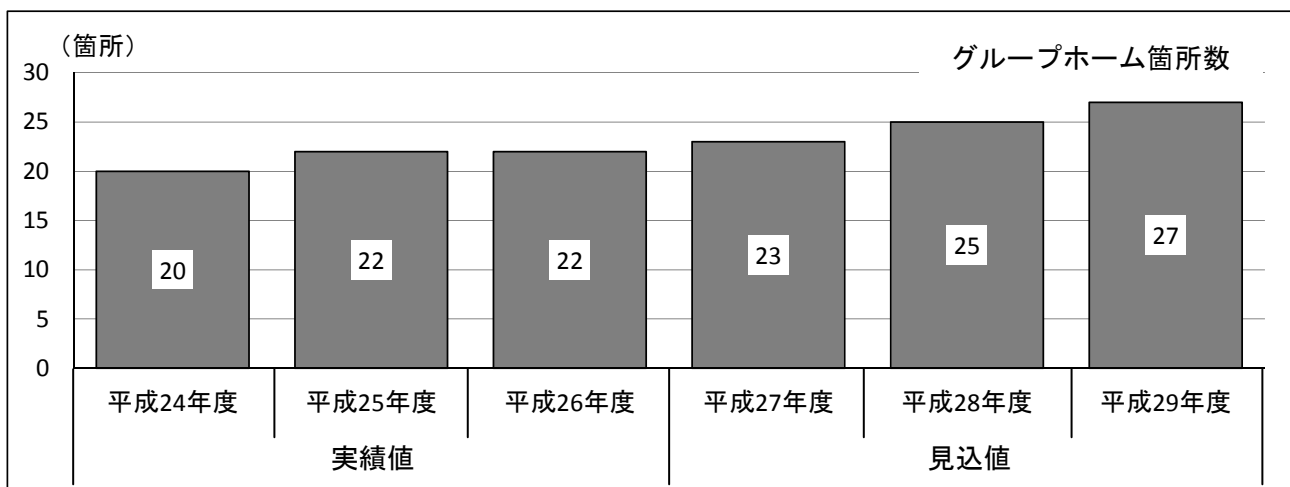


【障害福祉サービス等の見込量 居住系サービス】

※人：月あたりの平均利用者数

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	人	190	210	230
施設入所支援	人	323	319	315

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム整備数（創設）	箇所数	1	2	2



第5節 相談支援

1. 計画相談支援

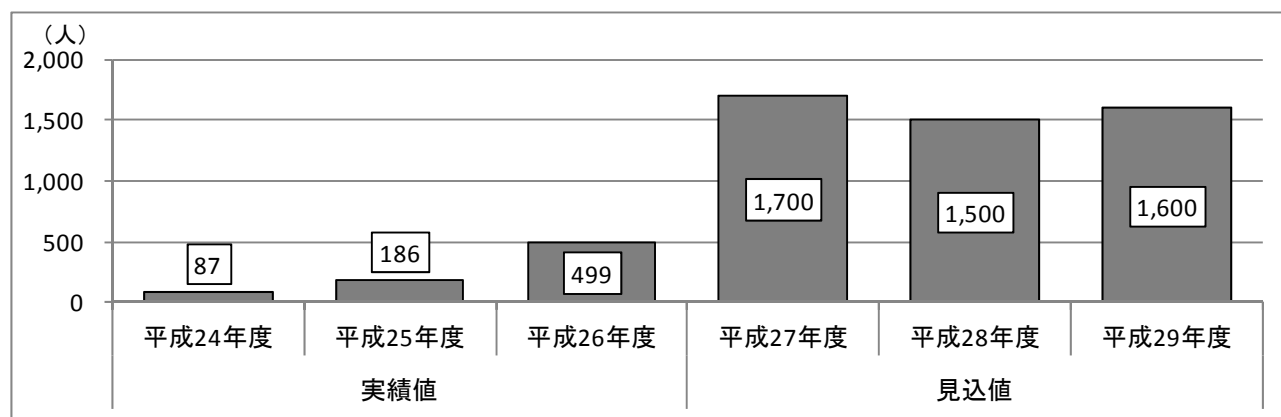
サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域移行支援・地域定着支援を利用する障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。	障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人。 地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

国の考え方を踏まえ、障害福祉サービスの利用者すべてを対象として見込んでいます。

平成27年度以降、すべてのサービス利用者に対して相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案又はセルフプランの提出が必須となります。そのため、既存の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を中心に早期のサービス等利用計画案の作成を推進し、平成27年度中の全件作成を目標とします。

※人：月あたりの利用者数



2. 地域移行支援

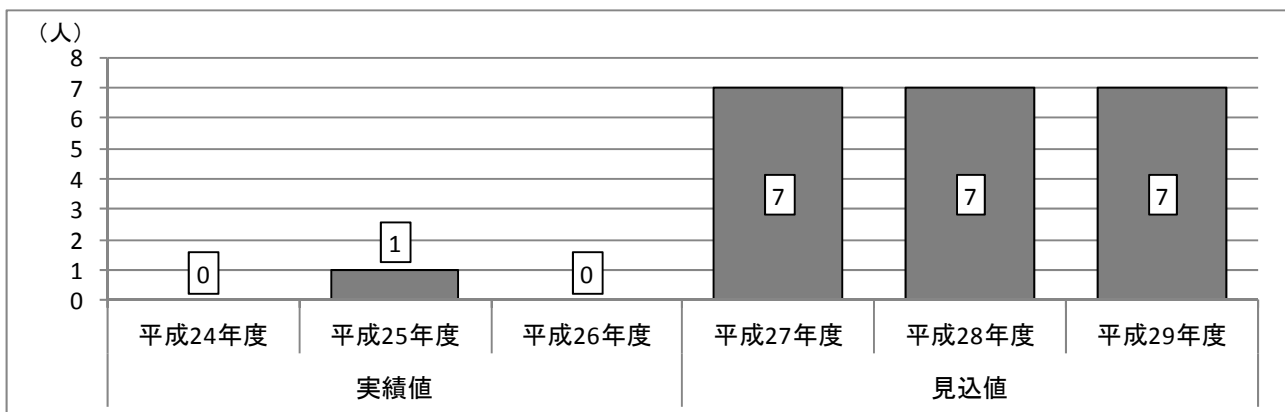
サービス名	サービス内容	対象者
地域移行支援	居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人）。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行支援利用者として、施設、病院から障害福祉サービス利用の新規申請があった人数を基に、国等が定める方針に基づき実施できるよう見込みました。

入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。また「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方にに基づき、地域への受け入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を医療機関や保健所、障害者の相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し進めていきます。

※人：月あたりの利用者数



3. 地域定着支援

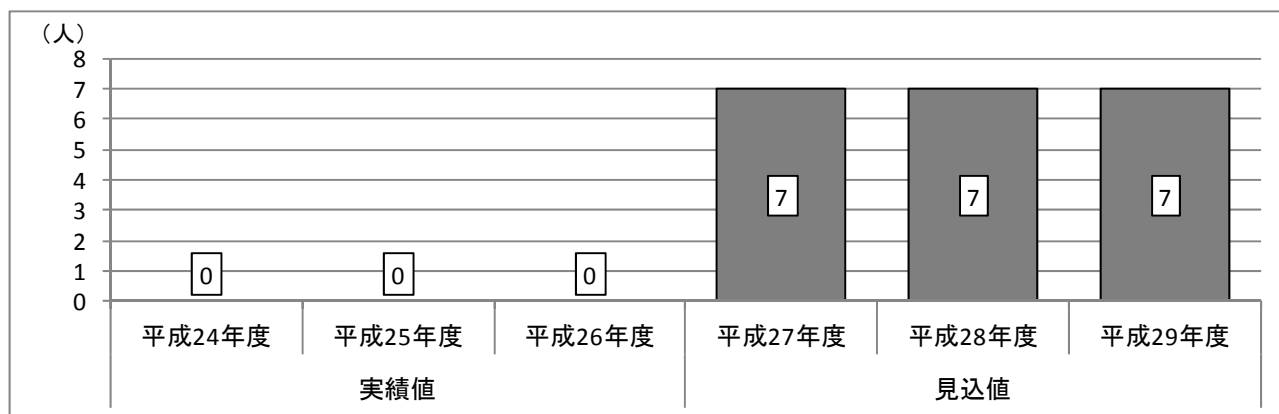
サービス名	サービス内容	対象者
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	居宅において単身で生活する障害者や居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込めない状況にある障害者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人。

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域定着支援利用者として施設、病院から障害福祉サービス利用の申請があった人数を基に、国等が定める指針に基づき実施できるよう見込みました。

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしへ移行した障害者等に対し、サービスの利用についての周知を図ります。

※人：月あたりの利用者数



【障害福祉サービス等の見込量 相談支援】

※人：月あたりの利用者数

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	1,700	1,500	1,600
地域移行支援	人	7	7	7
地域定着支援	人	7	7	7

第5章 障害児通所支援の見込み及び確保方策

第1節 サービス目標量設定の考え方

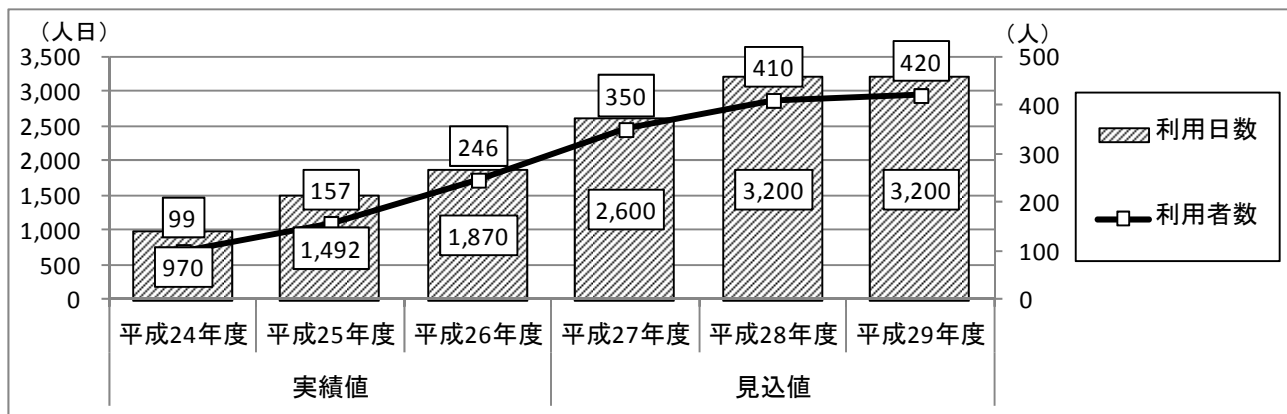
障害児が適切な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

現在、事業所数は充足しています。今後は市障がい児通所支援連絡協議会とも連携し、「奈良市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられている「障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実」と整合性を図り、療育の場の質的向上に努めます。

1. 児童発達支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

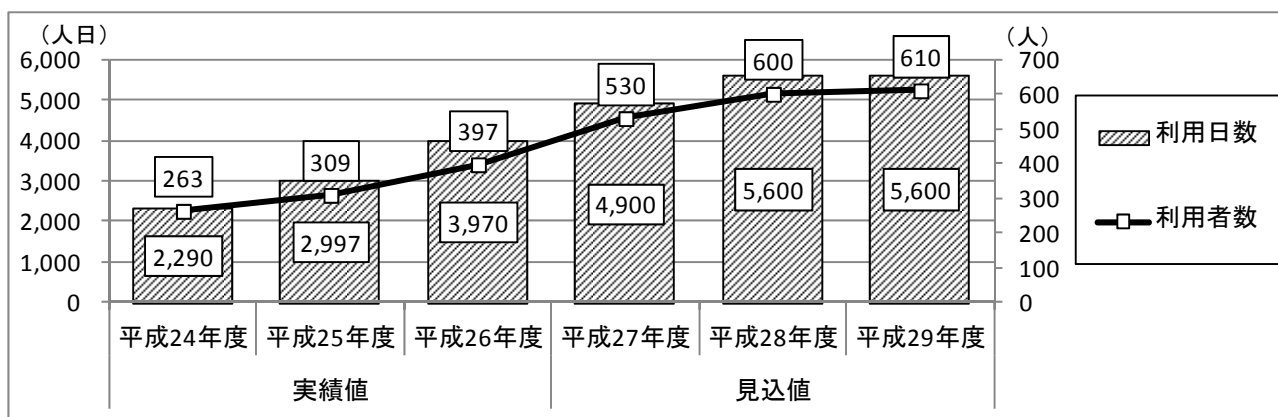


2. 放課後等デイサービス

サービス名	サービス内容	対象者
放 課 後 等 デ イ サービス	生活能力の向上のために必要な 訓練、社会交流の訓練、社会交流 の機会を提供します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児。

生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進していきます。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

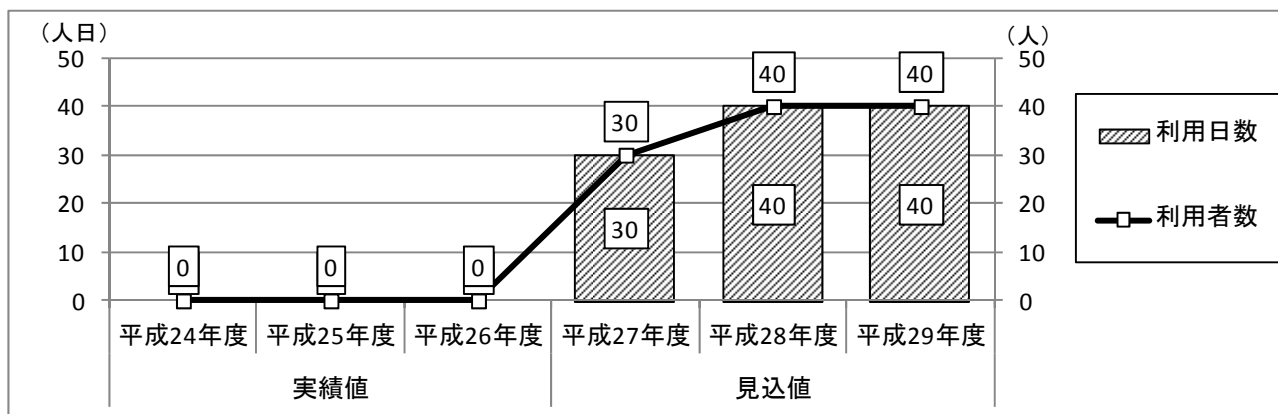


3. 保育所等訪問支援

サービス名	サービス内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し集団生活への 適応のための専門的な支援を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児。

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進していきます。

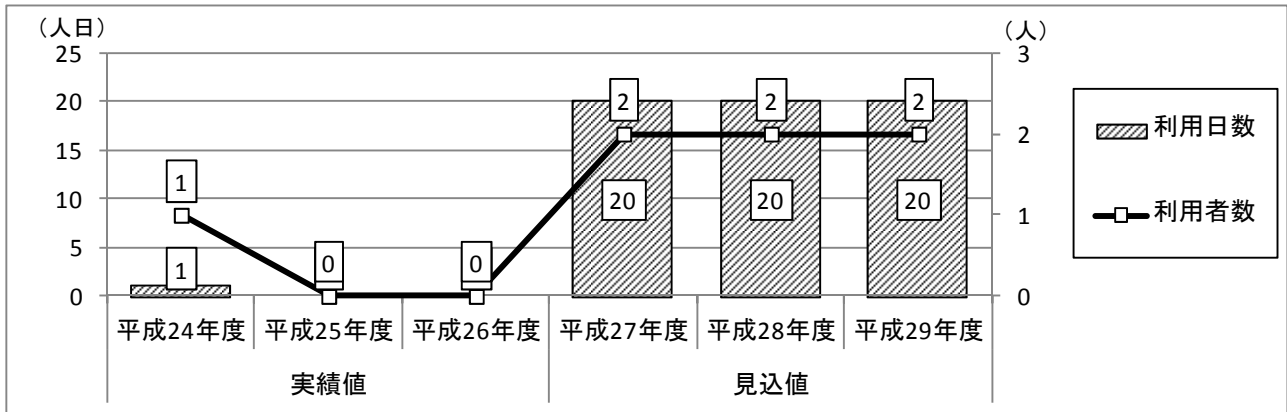
※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



4. 医療型児童発達支援

サービス名	サービス内容	対象者
医療型児童発達支援	必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

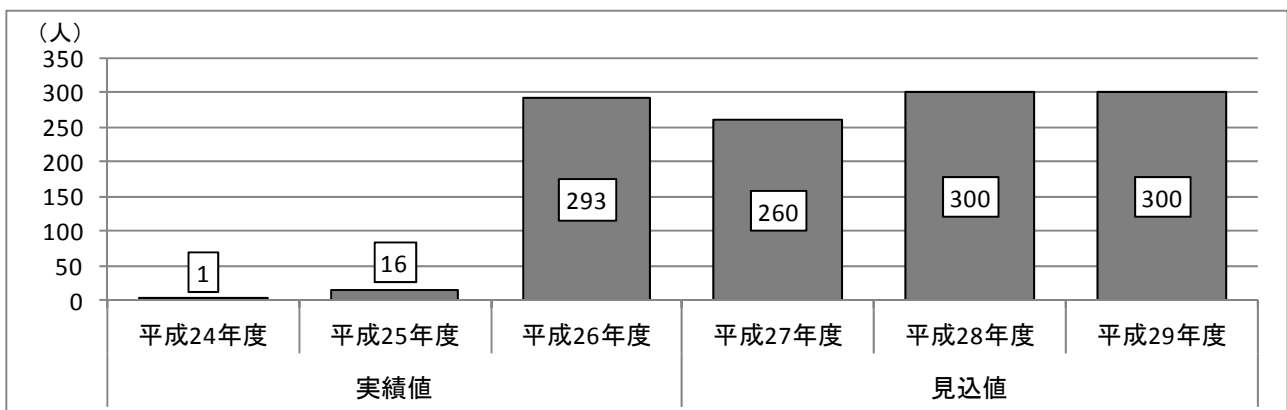


5. 障害児相談支援

サービス名	サービス内容	対象者
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害児通所支援を申請した障害児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた人。

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数を見込んでいます。障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。

※月あたりの平均延利用人数



【障害児支援の見込量】

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児 支援	児童発達支援	人	350	410	420
		人日	2,600	3,200	3,200
	放課後等デイサービス	人	530	600	610
		人日	4,900	5,600	5,600
	保育所等訪問支援	人	30	40	40
		人日	30	40	40
	医療型児童発達支援	人	2	2	2
		人日	20	20	20
	障害児相談支援	人	260	300	300
		人日			

第6章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第1節 サービス目標量設定の考え方

地域生活支援事業の成果目標については、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、これまでの取組を更に推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

第2節 市町村必須事業

1. 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	障害者等が生活する中で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に関する理解を深める研修や啓発活動を行います。	地域住民

【今後の見込量とその確保のための方策】

平成25年度から、地域生活支援事業市町村必須事業に追加され、平成25年度と平成26年度に計6回のパネル展及び講演会、フォーラムを行いました。今後も市民を対象とした研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	講演会等参加者数（人/年）	150	200	250

2. 自発的活動支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対し助成を行います。	障害者やその家族又は市民。

【今後の見込量とその確保のための方策】

平成25年度から、地域生活支援事業市町村必須事業に追加され、地域生活に移行できる可能性があるが移行できないでいる長期に入院している障害者の入院先に出向き、地域生活の楽しさや、色々なサービスの説明をする活動を行っている団体の取組に対し支援をしています。今後も共生社会の実現を図り、障害者の自立を支援するために、自発的活動の支援を継続していきます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	助成団体数 (件/年)	1	1	1

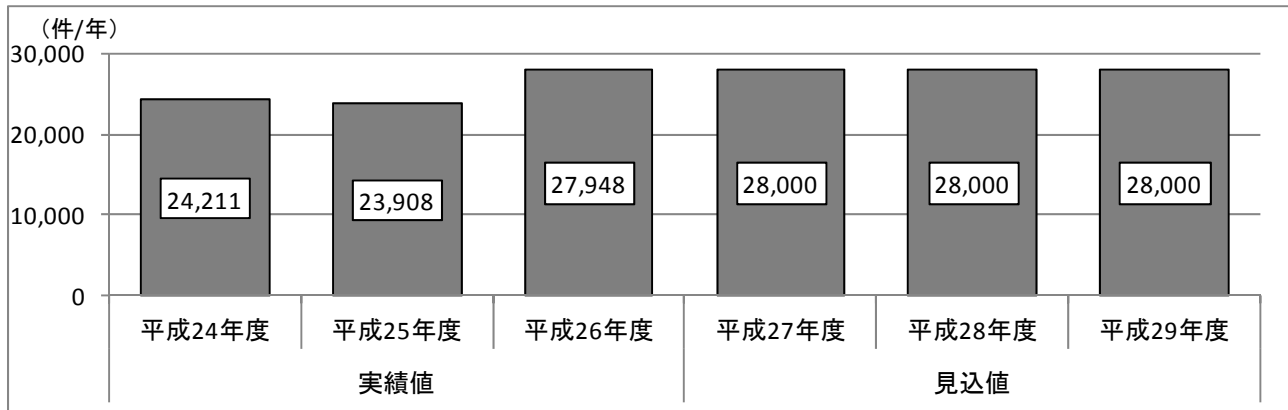
3. 相談支援事業等

サービス名	サービス内容	対象者
障害者相談支援事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等や関係者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行ないます。	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者など。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援事業所に対し指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組みを実施し、相談支援機能の強化を図ります。	障害者相談支援事業の対象者に加え、相談支援事業者や地域の相談機関等。
療育指導事業	地域における療育相談の拠点を設置し、相談機能の充実を図ります。	障害児・者及びその家族。事業所や保育所等の職員。

【今後の見込量とその確保のための方策】

障害者総合支援法に基づく委託相談支援事業として8箇所の事業所が、障害者等が生活するうえで抱える問題に対し必要な情報の提供及び助言、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。また、市町村相談支援機能強化事業として、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職員を配置し、困難事例への対応を行っています。今後も障害者の自立した日常生活及び社会生活の営みを支援するため、相談支援体制の維持に努めるとともに、より質の高い相談支援が提供できるよう委託相談支援事業所以外の相談支援事業所とも連携強化に取り組めます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	延件数 (件/年)	28,000	28,000	28,000
	委託箇所数 (箇所)	8	8	8
市町村相談支援機能強化事業	委託箇所数 (箇所)	5	5	5
療育指導事業	委託箇所数 (箇所)	2	2	2



4. 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会	障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を設置しています。 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
-----------	---

【今後の計画とその確保のための方策】

相談支援部会、子ども部会、地域生活支援部会、就労支援部会においてそれぞれの視点から地域における自立支援について検討を行い、部会で明らかになった障害者等への支援に関する課題を運営委員会で集約し、その課題を踏まえて市の方向性について検討を行い、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるための政策提言を行います。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
運営委員会	開催回数 (回/年)	4	4	4
相談支援部会	開催回数 (回/年)	8	8	8
子ども部会	開催回数 (回/年)	2	2	2
地域生活支援部会	開催回数 (回/年)	2	2	2
就労支援部会	開催回数 (回/年)	6	6	6

(その他)・部会ごとの調整会議やグループ会議の開催

・市民啓発や人材育成を目的とした研修会等の実施

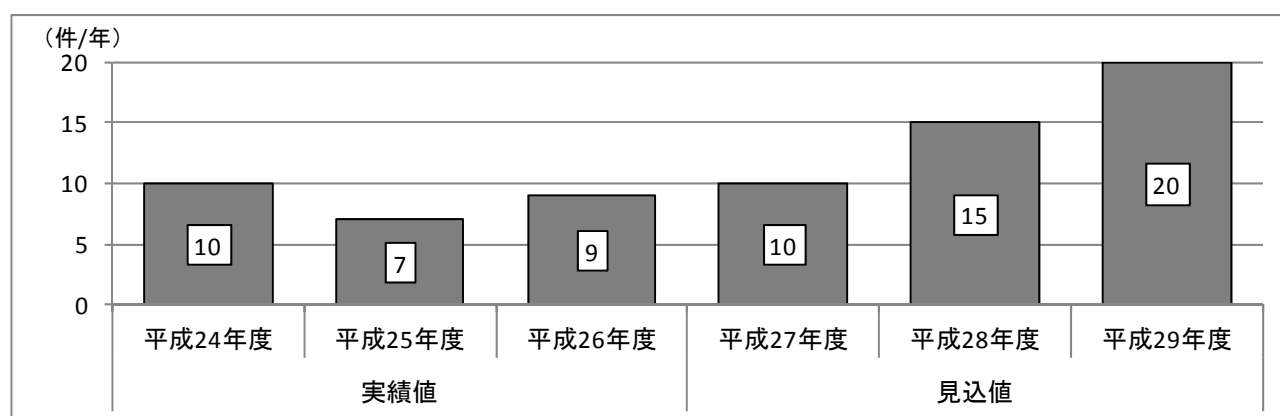
5. 成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利擁護のために、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人。

【今後の計画とその確保のための方策】

今後も支援を必要とする障害者が事業を利用できるよう、制度の周知や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）との連携を図り支援を実施していきます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	助成件数 (件/年)	10	15	20



6. 意思疎通支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置や、手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援員の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等。

●手話通訳者派遣

【今後の見込量とその確保のための方策】

第3期計画での増加率に基づき、支援件数の増加を見込んでいます。

●要約筆記者派遣

【今後の見込量とその確保のための方策】

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に係るニーズの増加や社会参加の拡がりにより、派遣件数の増加が見込まれます。今後も情報保障のため支援者を確保します。

●手話通訳者設置

【今後の見込量とその確保のための方策】

市役所、福祉センター内で聴覚障害者の窓口相談、各種手続や同行訪問などを行っています。今後も支援を必要とする障害者のために設置を継続してきます。

●重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

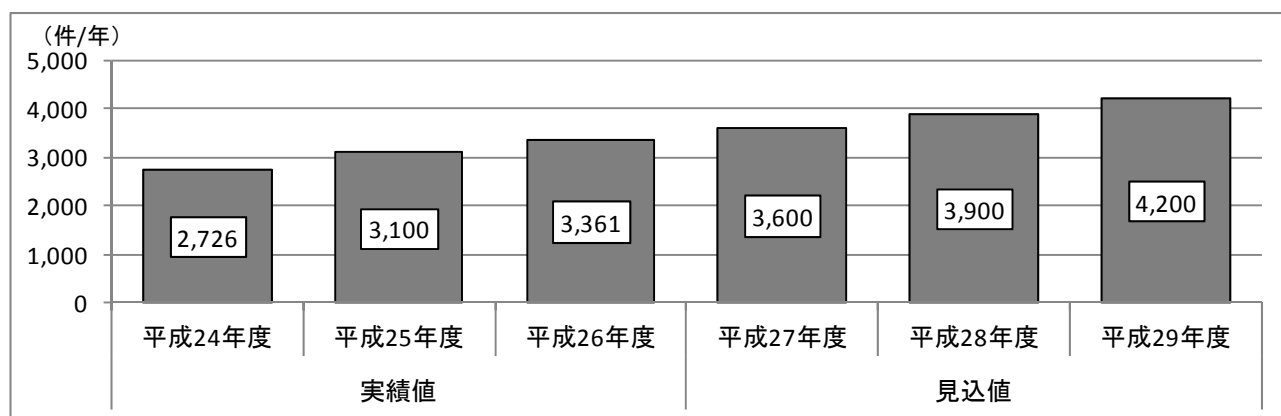
【今後の見込量とその確保のための方策】

重度の障害により意思疎通が困難である障害者又は障害児が医療機関に入院した際に、本人と意思疎通ができる者を医療機関に派遣し、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、平成26年10月1日より事業を開始しました。

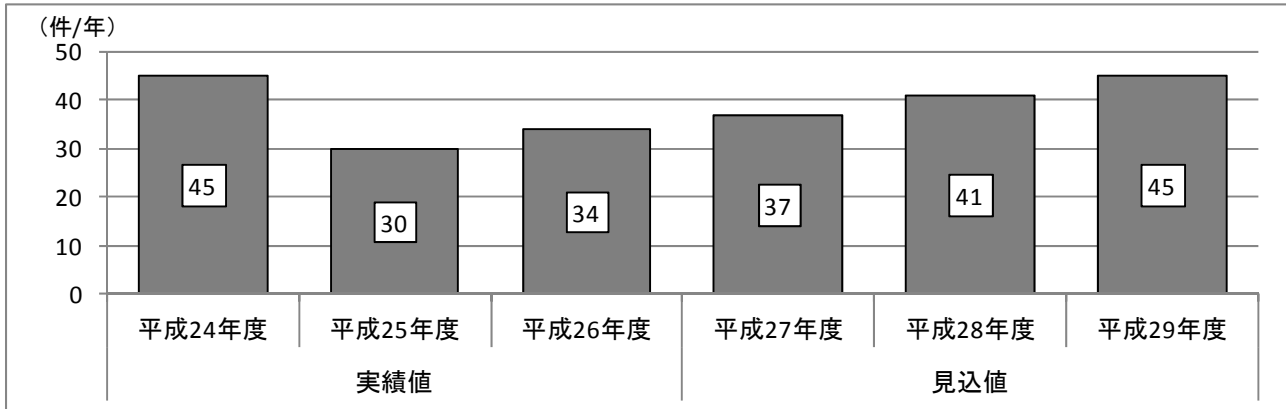
今後、支援を必要とする障害者・障害児が事業を利用できるよう制度の周知を図ります。

事業内容	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣	延支援件数（件/年）	3,600	3,900	4,200
	通訳者登録者数（人/年）	24	24	24
要約筆記者派遣	延派遣数（件/年）	37	41	45
	筆記者登録者数（人/年）	9	9	9
手話通訳者設置	設置者数（人）	4	4	4
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	延支援時間（時間/年）	1,800	1,800	1,800
	支援員登録者数（人/年）	12	12	12

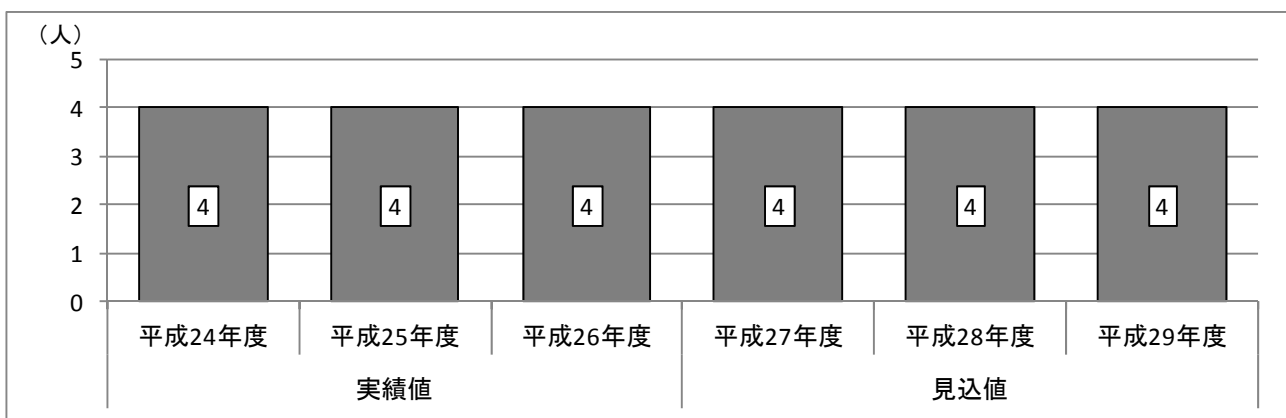
手話通訳者派遣



要約筆記者派遣

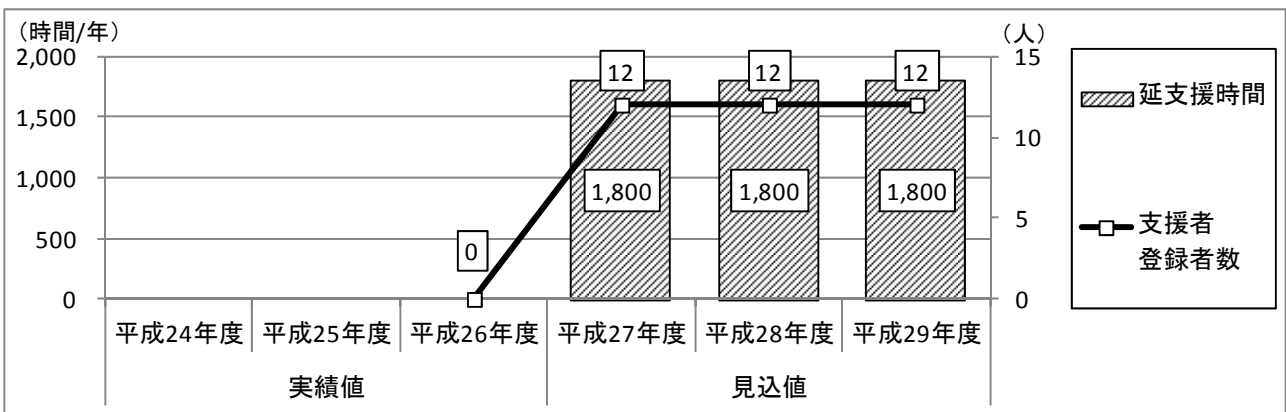


手話通訳者設置



重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（平成26年10月1日事業開始）

※人：年あたりの登録者数 時間/年：年間の延支援時間数



日常生活用具給付事業

サービス名	サービス内容	対象者
日常生活用具給付事業	在宅の障害者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費など日常生活に係る支援用具の給付を行います。	当該用具を必要とする人で、用具の種類ごとに定める障害や等級及び身体状況に該当する障害者や難病患者等。

【今後の見込量とその確保のための方策】

第3期計画での給付実績の増加率に基づき、需要の増加しているストマ用具の他、たん吸引器、情報・通信支援用具などの支給の増加を見込んでいます。

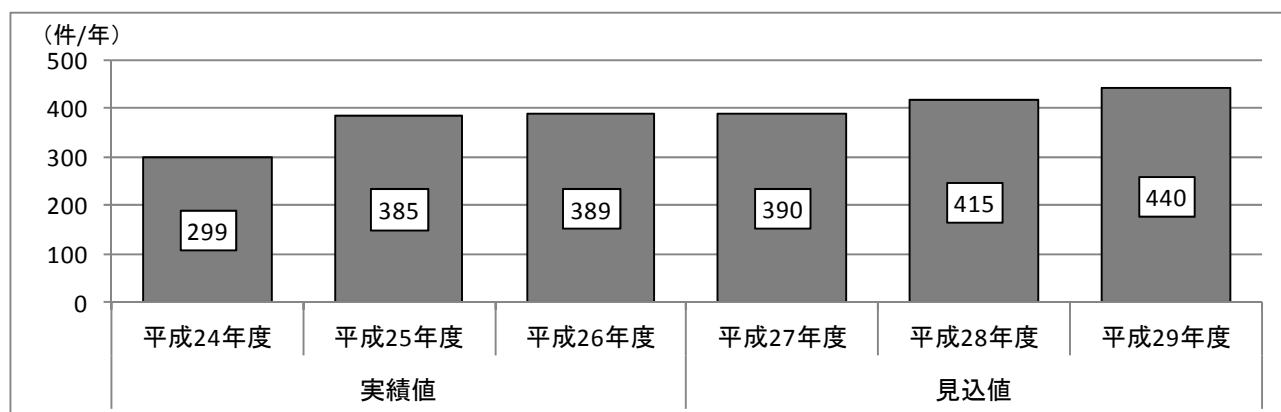
在宅の障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するため、障害の種別や程度等に応じてニーズを適切に把握し給付に努めます。

【日常生活用具給付事業の見込み量】

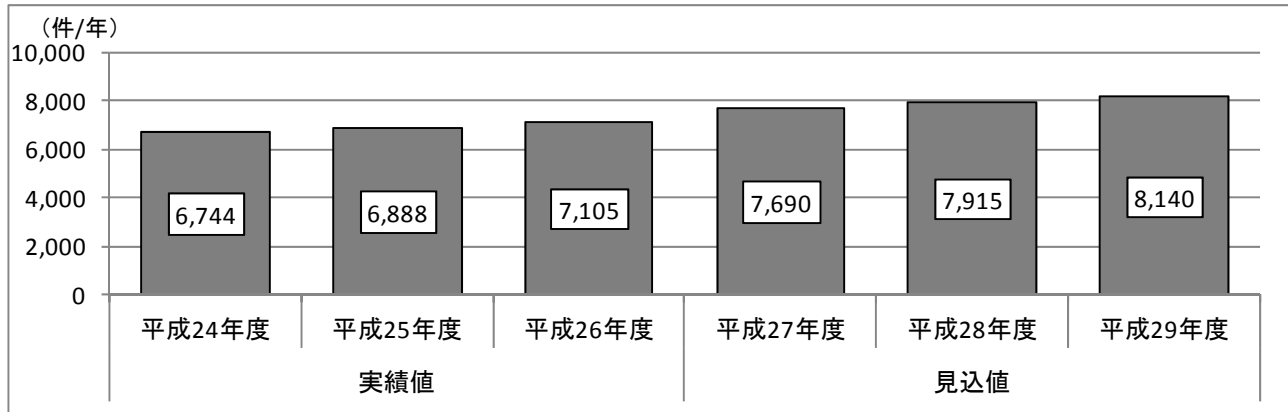
事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	延給付件数 (件/年)	40	45	50
自立生活支援用具	延給付件数 (件/年)	140	145	150
在宅療養等支援用具	延給付件数 (件/年)	85	90	95
情報・意思疎通支援用具	延給付件数 (件/年)	115	120	125
住宅改修費	延給付件数 (件/年)	10	15	20
計		390	415	440
排泄管理支援用具※	延給付件数 (件/年)	7,300	7,500	7,700
合計		7,690	7,915	8,140

※継続的に給付する排泄管理支援用具（ストマ装具及び紙おむつ等）の件数は、1か月分を1件としています。

日常生活用具給付事業



排泄管理支援用具



7. 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービス内容	対象者
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等の交流促進などのため、厚生労働省カリキュラムに基づいた手話通訳者養成講座を行い、手話通訳者を養成します。	市内に在住、在勤、在学する人。

【今後の見込量とその確保のための方策】

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、総合福祉センターで定員40人の手話奉仕員養成入門講座と定員20人の手話奉仕員養成基礎講座を行い、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	入門講座修了者数 (人／年)	40	40	40
	基礎講座修了者数 (人／年)	20	20	20

8. 移動支援事業

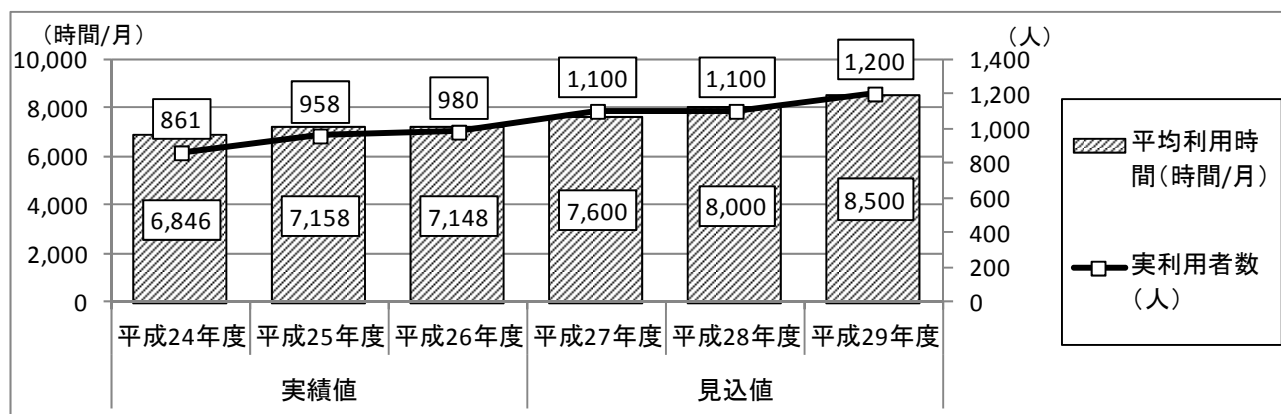
サービス名	サービス内容	対象者
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	市が定める障害毎の条件に該当する障害者等。

【今後の見込量とその確保のための方策】

利用者及び家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決定していきます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	1,100	1,100	1,200
	平均利用時間 (時間/月)	7,600	8,000	8,500

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用時間数



9. 地域活動支援センター事業

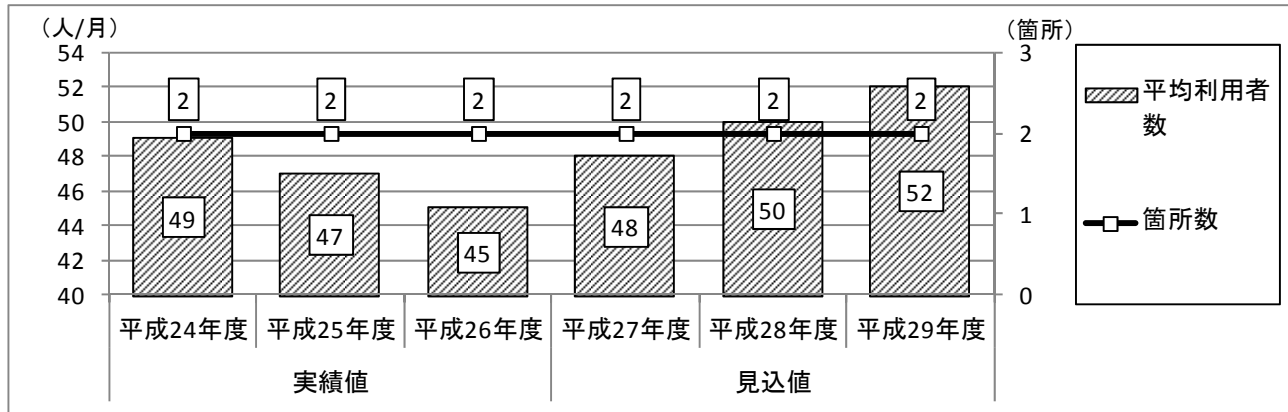
地域活動支援センター事業	障害者の創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供します。
--------------	---

【今後の見込量とその確保のための方策】

利用者が障害特性に応じて活動ができる場として、地域活動支援センターのあり方を検討していきます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	平均利用者数 (人/月)	48	50	52
	箇所数 (箇所)	2	2	2

※人：月あたりの利用者数 箇所：設置箇所数



第3節 市町村任意事業

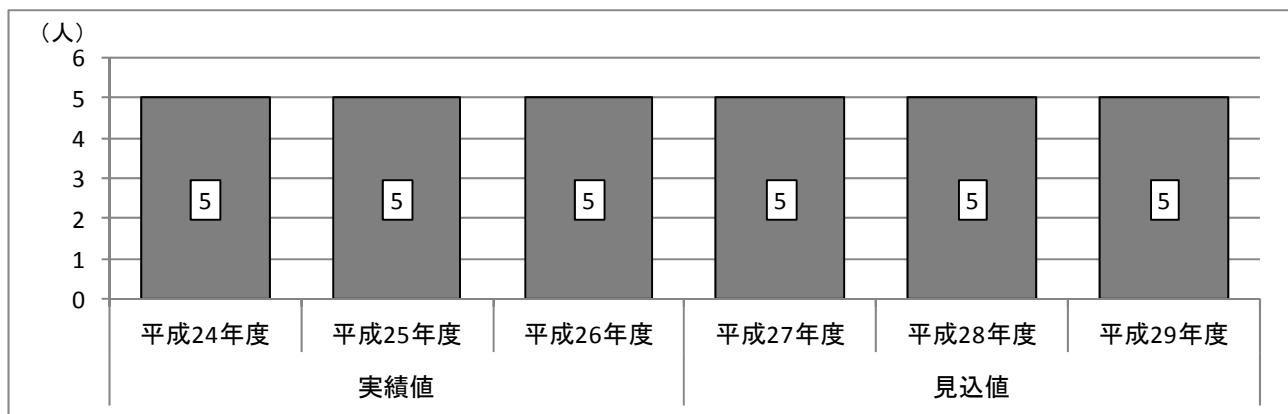
1. 福祉ホーム事業

サービス名	サービス内容	対象者
福祉ホーム事業	低料金で居宅その他の設備等を提供します。	家庭環境や住宅事情等の理由で住居の確保が困難な障害者。

【今後の見込量とその確保のための方策】

サービス見込量については、事業者の動向や利用者の入居期間等から、大きな変化はないものと想定されます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	実利用者数 (人)	5	5	5



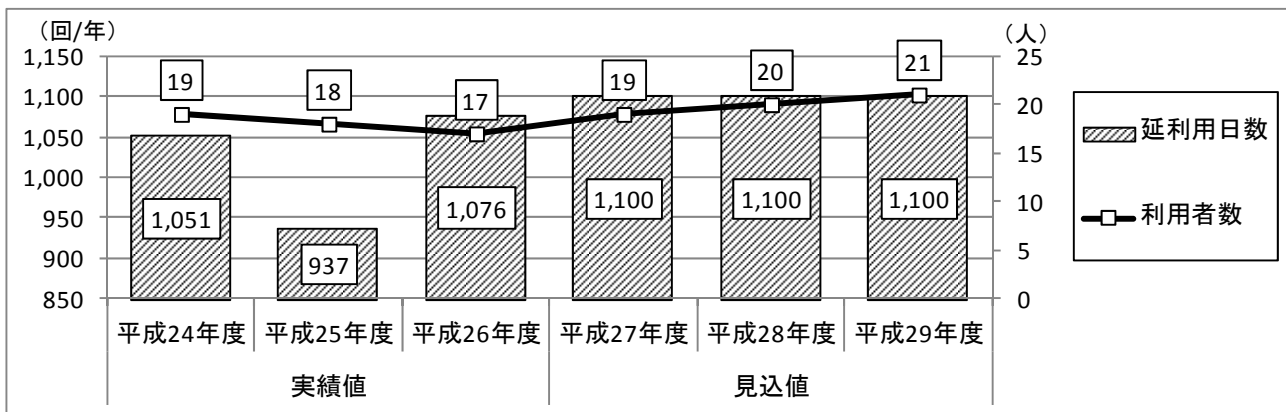
2. 訪問入浴サービス事業

サービス名	サービス内容	対象者
訪問入浴サービス事業	移動式入浴セットにより居宅での入浴サービスを行います。	自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害者等。

【今後の見込量とその確保のための方策】

自宅の浴槽で、入浴が困難な障害者にとっては、健康の増進と衛生の保持を図るために必要不可欠なサービスであり今後も継続実施していきます。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数 (人)	19	20	21
	延利用回数 (回/年)	1,100	1,100	1,100



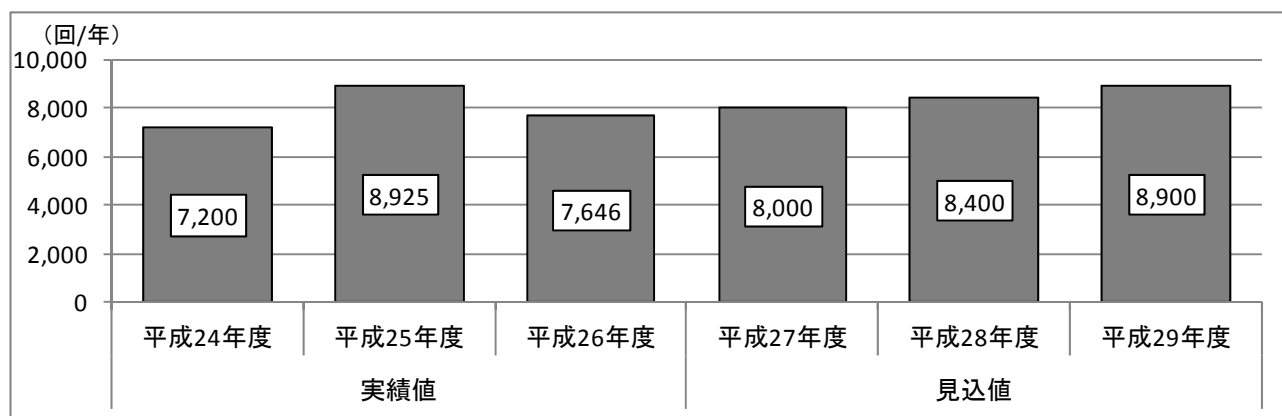
3. 日中一時支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供します。	手帳の交付を受けている障害者等又は、自立支援医療受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている等により精神障害者であると認められるもの。

【今後の見込量とその確保のための方策】

利用者及び家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決めています。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	延利用回数 (回/年)	8,000	8,400	8,900



4. その他の事業

巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	総合福祉センターでスポーツ教室（陸上教室、親子体操教室等）、スポーツ大会（ふれ合い宣言マラソン大会等）レクリエーション教室（盆踊り大会等）を開催し、障害者の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図ります。
文化芸術活動振興事業	障害者等の作品展や陶芸教室、季節教室を総合福祉センターで実施し、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳、その他障害者に分かりやすい方法により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	障害者との交流活動の促進とともに、点訳を習得した点訳奉仕員の養成研修を行います。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成します。

第7章 障害者虐待防止センターの運営

平成24年10月に障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づける「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、その通報先として、障がい福祉課内に専門員を配置し「障害者虐待防止センター」を設置しています。

相談件数については、今後、増加していくことが考えられます。また相談に対して長期にわたる継続した対応が必要となります。

今後も、相談件数の増加に対応できるよう、体制の整備、関係職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を実施し、円滑な運営に取り組んでいきます。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者虐待防止センター	相談件数 (件/年)	18	18	13

※各年度3月末日現在、平成26年は10月末現在

第8章 計画の推進に向けて

第1節 進行管理体制の確立

本計画は、障がい福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

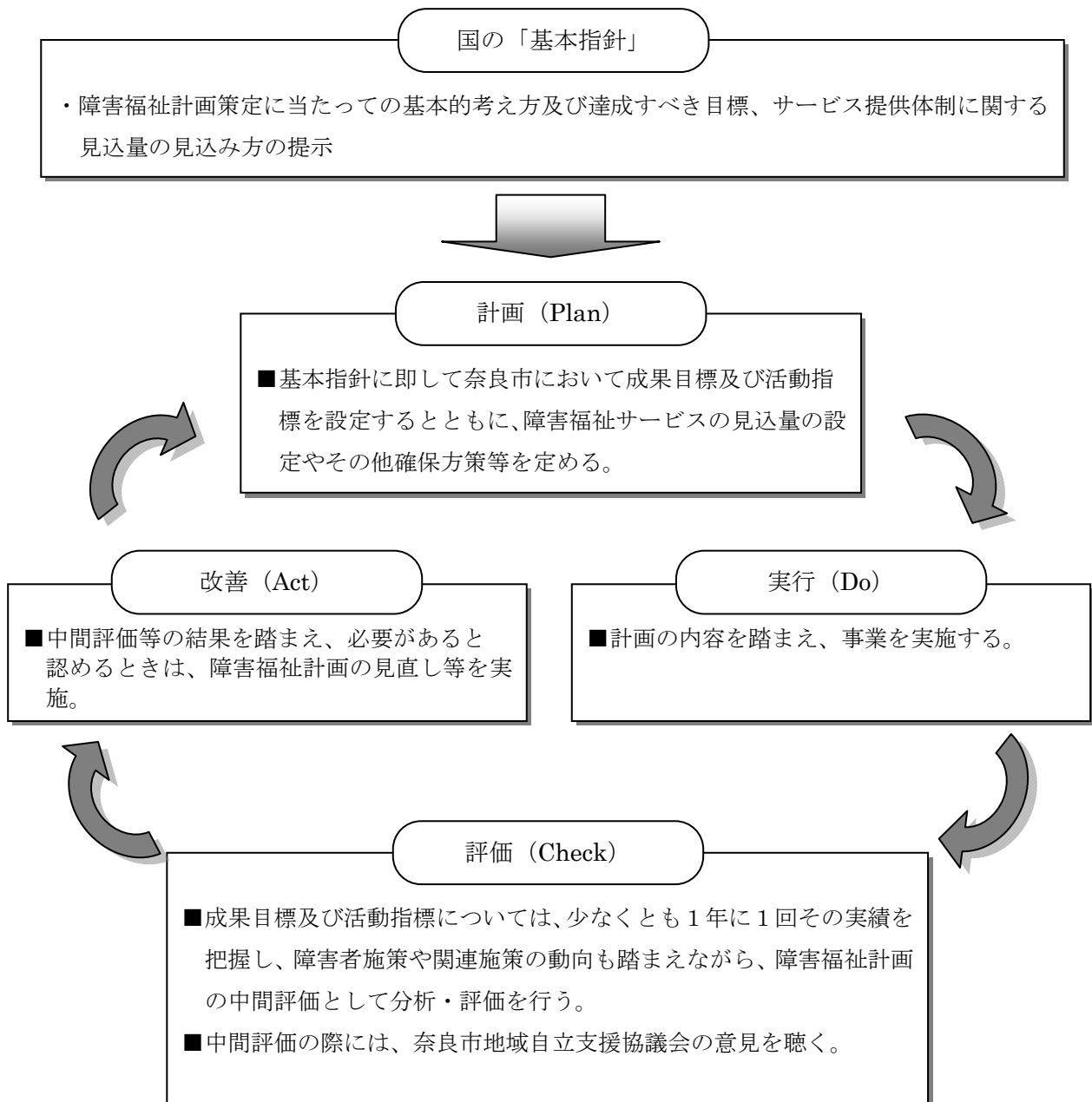
第2節 計画の点検・評価の方策

第4期障害福祉計画においては、平成29年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障害福祉サービス、地域生活支援事業の各分野における取組の状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込み値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現することが必要とされており、その手法として、PDCAサイクルによる計画の管理が求められています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、推進委員会（仮称）を設置し、奈良市地域自立支援協議会と連携のもと、毎年度、進捗状況についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、意見を聴くこととします。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス)





資料編

障害のある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

① 調査目的

障害のある人の生活状況や福祉に関する意識や意向及び障害福祉サービスの利用実態などを把握し、施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施。

② 調査対象

奈良市在住の3,050人（身体障害者手帳所持者800名、療育手帳所持者800名、精神障害者保健福祉手帳所持者800名、障害のある児童650名）

③ 調査期間

平成26年9月19日（金） ～ 平成26年10月18日（土）

④ 調査手法

多肢選択式、一部記述式（郵送及び手渡しによる配布・回収）

⑤ 調査内容

生活及び心身の状況、住まいや暮らしの希望、日中活動や就労、障害福祉サービス等の利用、相談相手、権利擁護、災害時の避難についてなど。

⑥ 回収状況

回収数：1,296名、回収率：42.5%、障害種別の回答内訳：身体障害者が554名、知的障害者が557名、精神障害者が343名、障害のある児童が206名（一人で複数の手帳を所持している人があるため、障害種別の合計は、回収数1296名と一致しません。）

障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査の実施

① 調査目的

障害福祉サービスの利用実態や意識、地域移行などの状況を把握し施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

奈良市内に事業所を有する77法人

③ 調査期間

平成26年9月19日（金） ～ 平成26年10月18日（土）

④ 調査手法

多肢選択式、一部記述式（メールによる配布・回収）

⑤ 調査内容

法人・事業所の概略、日中活動系及び短期入所サービス、相談支援、居住系サービスの提供実績と今後の提供見込及び新たな基盤の整備予定、第3期奈良市障がい福祉計画の計画期間中に障害福祉サービス等の提供に関して力を注いだこと、また、課題として認識していることなど。

⑥ 回収状況

調査数：77法人、回収数：28法人、回収率36.4%

市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

◇意見の募集期間 平成27年2月27日（金）～平成27年3月16日（月）

◇公表資料の閲覧 [日時] 募集期間中の土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
[場所] 障がい福祉課、総務課、西部出張所、東部出張所、北部出張所、
月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター

◇対象

- ・奈良市内に在住、在勤、在学されている方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

◇意見の数 0件

障害のある人の現状を把握するためのアンケート調査結果の総括

(1) 住まいや暮らし

- 地域で生活するために必要な支援を全体でみると、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「障害者にあった住まいの確保」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」などが多くなっています。この他、「障害児」では、「地域住民等の理解」「生活訓練等の充実」「相談対応等の充実」が多く、「知的障害者」では「地域住民等の理解」も多くなっています。
- 障害者が地域で快適に生活するためには、経済的な支援、在宅サービスの利用、住居の確保など、制度の充実や提供サービスの充実が望まれます。

(2) 日中活動や就労

- ふだんの生活では、約8割が日常的に外出し、その約半数は一人で外出しています。また、外出目的は、「通勤・通学・通所」「買い物」となっています。外出時に困っていることでは、「困ったときにどうすればいいのか心配」「外出にお金がかかる」「道路や駅に段差や階段が多い」「発作など突然の変化が心配」などが多くなっています。
- 日中の外出については、バリアフリーなどのハード面の整備を促進するほか、一人で外出する障害者が多いことから自立を尊重しながらも、急な対応が可能なサポート体制が望まれます。
- ふだん、会社勤務や自営業など就労している人は、全体的には約2割、作業所に通っている人も約2割となっています。また、約3割が仕事（就労）をしたいと思っています。「障害児」では約6割と高くなっています。また、障害者の就労支援に必要なことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などが重要とされています。
- 就労については、働く意思のある人に対するサポートとともに、働き続けるための支援・サポート体制を構築していくことが重要となります。

(3) 相談相手・情報取得

- ふだんの悩みや困りごとの相談相手は、全体的にみると「家族や親戚」、「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」が大きな割合を占めています。一方で、ケースワーカー、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、行政の窓口などの割合は低く、これらの組織や人材も主要な相談先となるよう、関係機関の連携や体制の充実が望まれます。
- 障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先について、全体的にみると、「家族・親戚、友人・知人」「本や新聞、雑誌、テレビ・ラジオ」「サービス事業所の人や施設職員」「行政機関などの広報紙」などの割合が高くなっています。
- 情報の入手先については、日常的につながりの深いところから情報を入手する傾向にあるため、市の広報紙はもちろん、医療機関やサービス提供事業所、保育所・幼稚園・学校などと連携した情報提供・広報体制の構築も必要と考えられます。

(4) 権利擁護

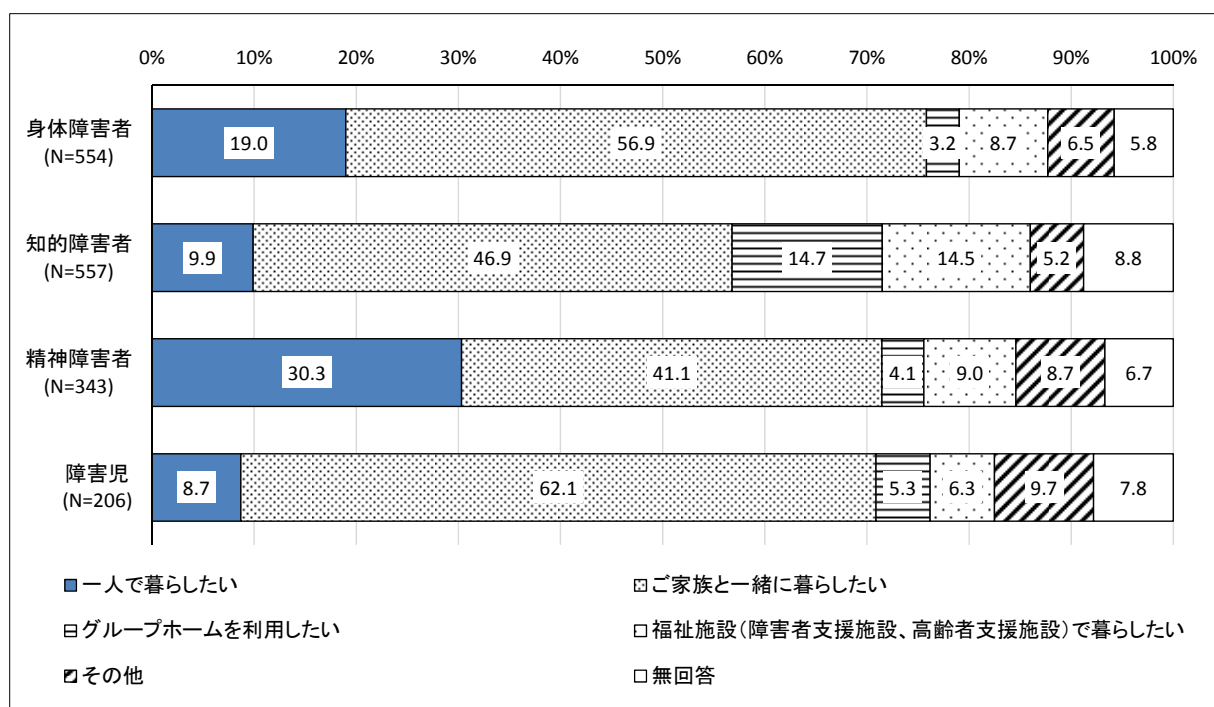
- 障害に対する偏見や誤解について全体的にみると、対象者の約6割が、地域の人々は少なからず偏見や誤解を持っているものと感じています。特に、「知的障害者」「障害児」「精神障害者」で約6割から7割と高くなっています。また、偏見や誤解を感じた場所では、「学校・仕事場」や「外出先」の割合が高くなっています。
- 障害に対する偏見や誤解をなくしていくためには、効果的な広報、メディアの活用により障害に関する理解を深める啓発活動を進めていくことが望まれます。

(5) 災害時の避難

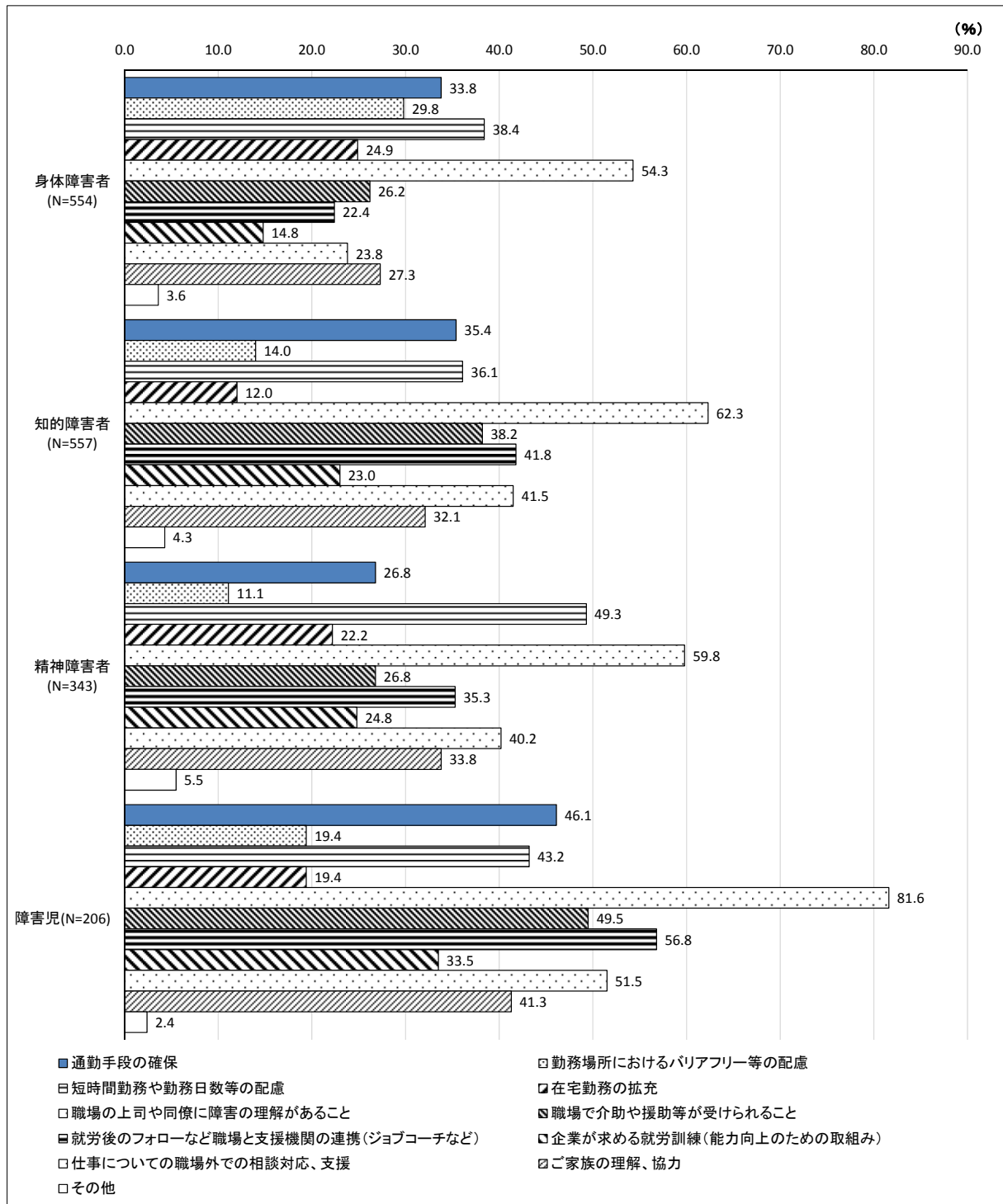
- 災害時の対応について全体的にみると、「一人で避難できる」が約3割となっていますが、「一人で避難できない」が約3割、「わからない」が約3割で合わせておよそ6割の人が災害時の対応が難しいと想定されます。
- 災害時に困ることについて全体的にみると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「非難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」などの割合が高くなっています。
- 災害時については、「一人で避難できない」割合が高く、家族や親戚だけでなく身近な人のサポートが望まれます。また、避難の誘導や経路の周知、コミュニケーション手段が限定されている人に対する情報伝達手段の確保が課題となります。

将来の暮らし方

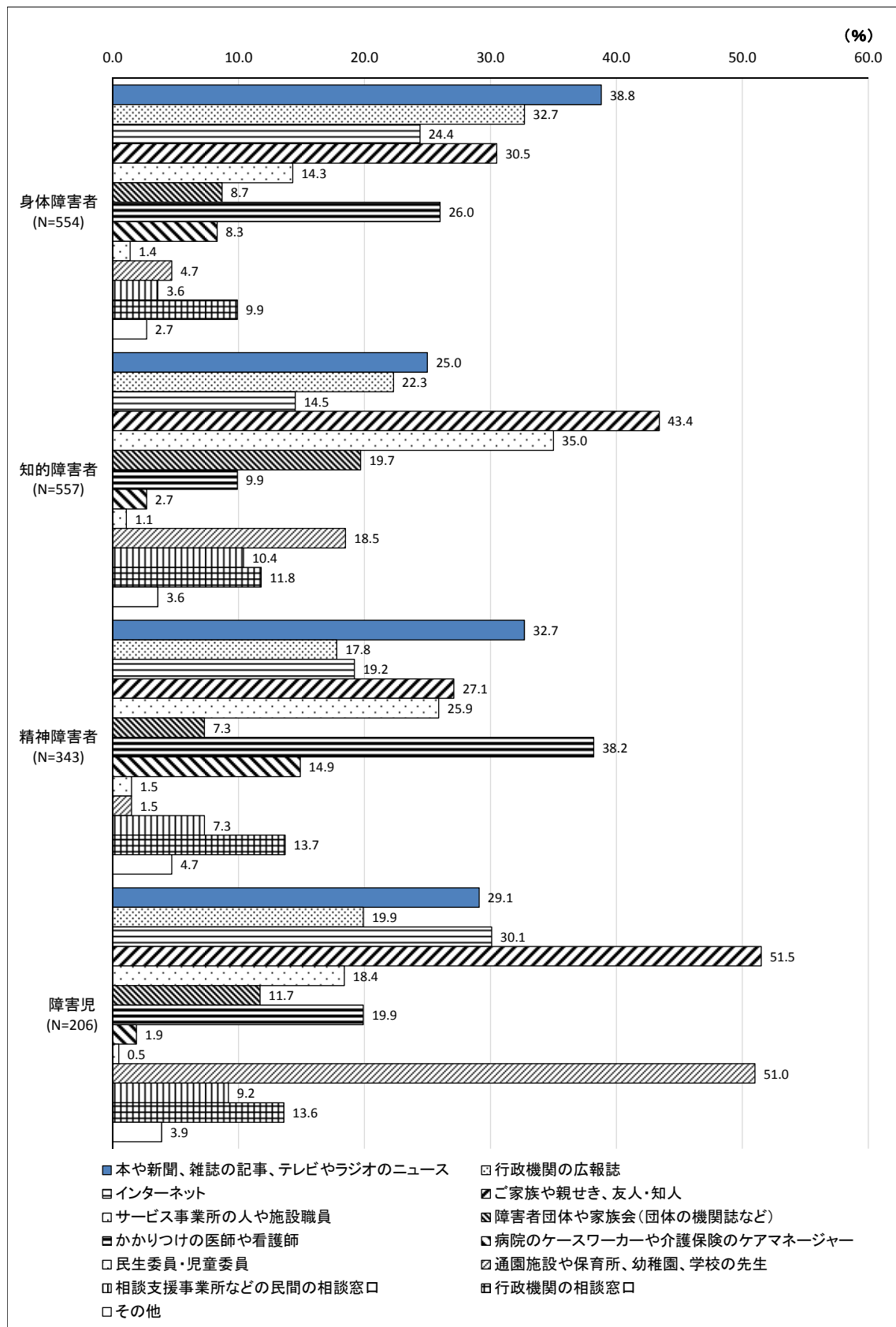
(N：回答者数)



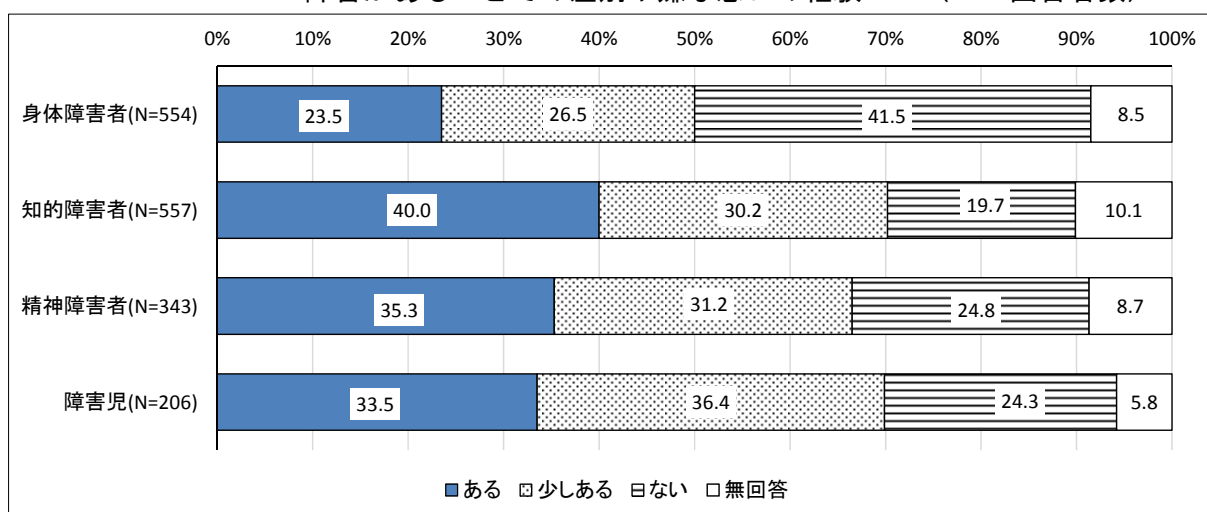
障害者の就労支援として必要なもの（複数回答） （N：回答者数）



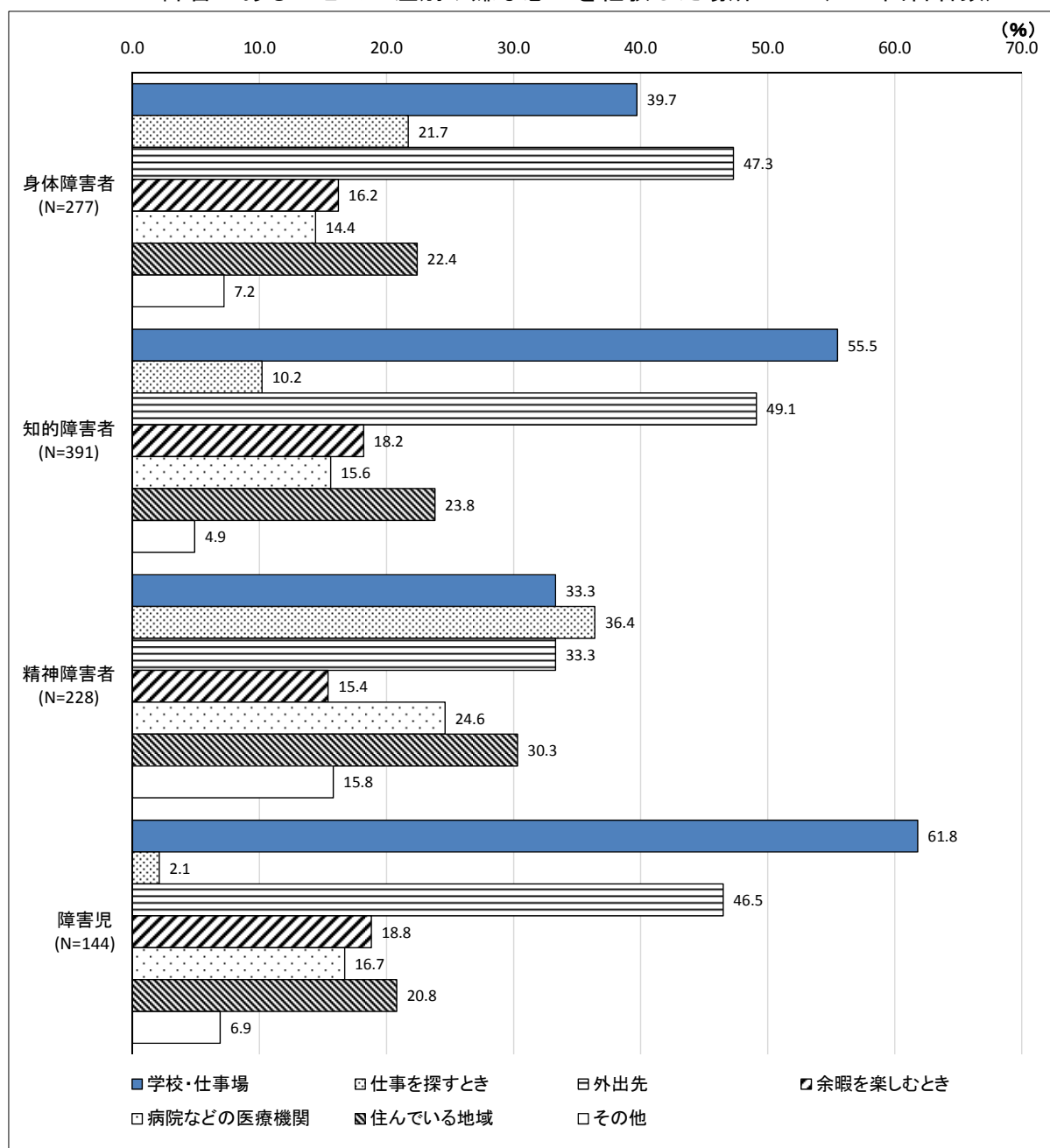
障害や福祉に関する情報の入手手段 (N: 回答者数)

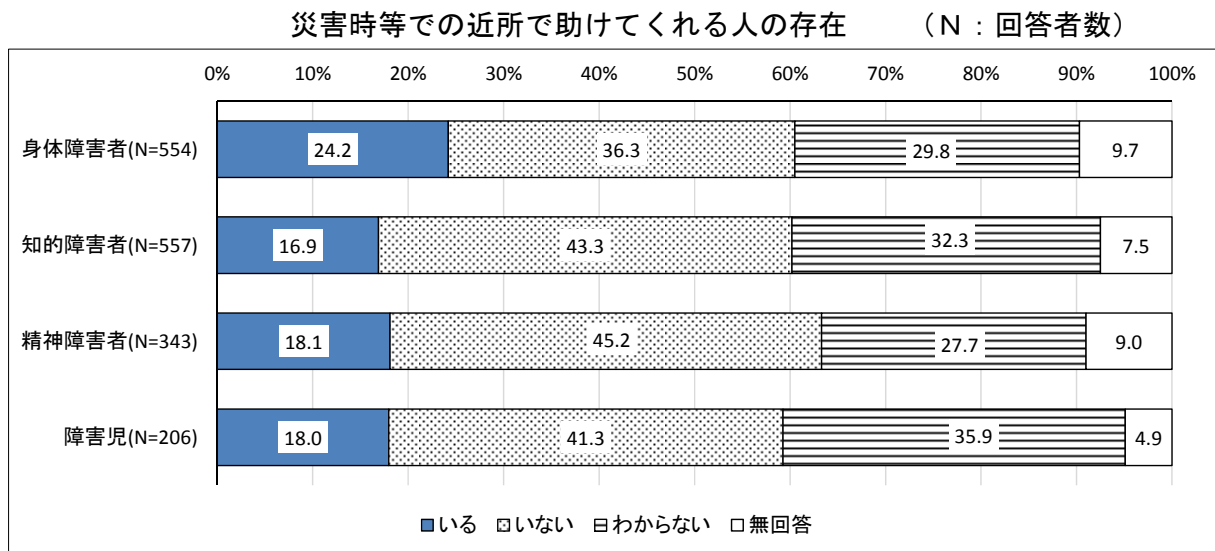


障害があることでの差別や嫌な思いの経験 (N : 回答者数)



障害があることでの差別や嫌な思いを経験した場所 (N : 回答者数)





1. 奈良市障害福祉計画策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（奈良市障害福祉計画）を定めるため、奈良市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、奈良市障害福祉計画の策定に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者

（3）その他市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

（ワーキンググループ）

第6条 奈良市障害福祉計画の骨子及び原案を作成するため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年6月10日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、奈良市障害福祉計画が策定された日限り、その効力を失う。

2. 奈良市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	山下 憲昭	大谷大学教授	会長
2	上田 和子	奈良市肢体障害者福祉協会副会長	
3	安井 清悟	奈良市肢体不自由児・者父母の会会長	
4	内藤 恒史	奈良市視覚障害者協会会長	
5	松本 敬子	奈良市聴覚障害者協会会長	
6	小西 英玄	奈良市手をつなぐ親の会会長	
7	塩入 栄	奈良市精神障害者家族会「奈良ともしび会」副会長	
8	北村 栄一	奈良市介護給付費等の支給に関する審査会会長	
9	富和 清隆	東大寺福祉療育病院長	
10	近藤 秀雄	奈良市社会福祉協議会事務局長	
11	江崎 真喜	奈良市地域自立支援協議会副会長	
12	小林 勉	奈良市民生児童委員協議会連合会障がい者部会長	
13	田中 秀治	奈良東養護学校教諭	
14	麻 まり	奈良市障害者施設長会議副会長	
15	岡本 とも子	社会福祉法人宝山寺福祉事業団児童発達支援センター仔鹿園園長	副会長
16	中島 美保	なら障がい者就業・生活支援センターコンパス センター長	
17	山本 善徳	ヒューマンヘリテージ（株）代表取締役社長	

第4期奈良市障害福祉計画

平成27年3月発行

編集・発行 奈良市保健福祉部 障がい福祉課

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1-1
TEL 0742-34-4593
FAX 0742-34-5080
<http://www.city.nara.lg.jp/>